

平成27年第2回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成27年6月18日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得 兼総務産業課長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山田寿成		

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について、申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場面を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号15番 後藤壽太郎君と16番 上谷政明君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、一般質問を行います。

10番 道下和茂君の発言を許します。

○10番（道下和茂君）

皆さん、おはようございます。

梅雨の季節となり、各地では既に集中豪雨などで被害が発生をいたしておりますが、特にこの季節、豪雨災害から市民の安全を守るために、日ごろから万全の体制をとられることを強くお願いをしておきます。

久しぶりの質問順位1番と、いささか緊張をいたしておりますが、通告により3項目について質問をさせていただきます。

1番目に、移住・定住促進と若者の転出対策についてお聞きをいたします。

国は、地方創生の政策パッケージでまち・ひと・しごと総合戦略の地方版を自治体に求めております。その中で、地方への新しい人の流れをつくるでは、各自治体が人口減少に対するさまざまな施策を立て、出生率の向上、移住者の増加と都市部への人口流出に歯どめをかけるための模索や、既存施策の見直しを図り、人口減少対策に取り組まれています。

本市におきましても、移住・定住促進に関連する事業は実施され、支援をされておりますが、しかし事業によっては余り効果が発揮されていないもの、経年し変化する社会経済情勢など踏まえると内容の検討を要する事業もあると考えます。

住んでみたいまち、住み続けたいまちを目標に、地域が持つ特性の現状を分析、把握し、移住定住者に魅力ある事業を充実させ、特に若い世代の市外の転出を防止する必要があります。

本市は南北に長い地形で、さまざまな特性の違いがあります。そうした地域の特性の違いから人口の流出に拍車がかからないマイナスの連鎖を生じ、同じ市内でも南部への流出が多くなっているのが現状でございます。現実のまま移住者の増加を促進することは難しく、まず既存住民の定住対策を充実することが必要であります。

また、転入促進の視点は、対象を単なる子育て世帯と捉えるのではなく、どの年齢層を持つ家庭を対象とするのか絞り込み、事業を特化することも必要ではないかと考えております。そのために、転出者が考える不安の部分、この不安の部分というのは言い方は悪いんですが、不平不満とかそういうことも入ってきますけど、やはり何々がないから不安、こうしたことがないから将来に対して不安が生ずるという不安の意味でございます。この不安の部分洗い出し、関連する各事業の見直しや魅力ある事業が必要と考えるため、お聞きをしていきたいと思っております。

最初に1の1、移住や定住促進に関する各支援事業の実績と分析についてお聞きをいたします。

本巢市のホームページの「本巢市はあなたの移住を支援します」のパンフレットと計画、施策のページに掲載事業の中から、次の事業についてお聞きをしたいと思っております。今、申し上げました「本巢市はあなたの移住を支援します」というパンフレットは、こういうパンフレットがつけられております。この中に書いてある部分についてお聞きをしてみたいと思っております。

まず、1つ目が水鳥市営住宅と神所市営住宅の入居者数と空き数の状況、それから、うすずみの里移住促進事業の過去10年間の支給状況、本巢市南部・北部移住定住促進補助の種類別件数、出産祝い金の過去10年間の種別人数と総額、自宅通学者及び下宿通学者補助の過去10年間の利用者数と総額、以上5事業の実績と分析を企画部長にお聞きしたいと思っております。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、移住や定住促進に関する各支援事業の実績と分析につきましてお答えをさせていただきます。

移住・定住に関する支援事業といたしましては、移住や定住に対する補助事業を初め、各部局で実施しております住宅施策や子育て支援施策を含め、移住・定住の支援事業として推進しているものでございまして、議員お尋ねの事業の実績につきましてお答えをいたします。

まず、根尾地域の定住促進住宅としての水鳥住宅及び神所住宅の入居の状況についてでございますが、水鳥住宅が現在のところ10棟全て入居されており、神所住宅につきましては、全6室中4室に入居され、2室が空き室となっている状況でございます。

次に、うすずみの里定住促進事業につきましては、旧根尾村での合併前からの交付対象者を含めまして、平成17年度から平成26年度までの10年間で405人の方に対しまして2,364万円の奨励金を支

給しております、平成26年度の単年度実績では187人に187万円を支給しております。

また、北部地域を対象といたしました移住・定住補助金につきましては、平成24年度の制度開始以降、平成26年度までに住宅の取得が1件で100万円、借家の家賃補助といたしまして1件で15万8,000円の補助金を支給しているところでございます。

また、南部地域を対象といたしました移住・定住促進補助金につきましては、本年度からの事業でございますが、現時点で1件の申請を受け付けたところでございます。

次に、出産祝い金の実績でございますが、過去10年間におきまして第3子434人の出産に対しまして1億3,020万円、第4子以降92人の出産に対しまして4,600万円を支給しております。

次に、自宅通学者及び下宿通学者に対する補助金につきましては、10年間で自宅通学として延べ313人に対しまして2,816万6,000円、下宿通学といたしまして延べ39人に対しまして126万円を支給しております。

それぞれの事業実績に対する分析といたしましては、ある一定の成果はあったと考えておりますが、それぞれの事業が移住・定住の促進に対してどうであったかといいますと、十分に成果があったと決して言えない実績であります。今後につきましては、事業の周知を含めまして、手法、手段を再考していく必要があると考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいま各支援事業の実績と分析効果をお聞きいたしました。

やはり私も思うんですが、十分に成果があったと言えない状況ではないかなと、こんなふうに思っております。

次に、1番の2の分析を踏まえた施策の見直しや今後の考えについてお聞きをいたします。

事業によりましては、10年以上経過しており、要件の見直しも必要です。それで、4事業について、所管は違いますが、本巢市の移住・定住の促進と転出防止施策にも関連する事業でございますので、企画部長のお考えを聞いてまいりたいと思います。

まず、うすずみの里定住促進事業は、根尾地域、外山小学校区域に移住の定住者に年1万円を10年間支給する事業でございます。事業開始から18年経過し、定着を促す効果が期待できるのか、10年間を3段階に区分し、年数を増すほど支給を多くする、また5年ごとに一時金で支給するとか、50歳未満の移住者に均等支給ではなく、家族構成や若年層に特化した支給などの見直しにより、効果が発揮されるのではと考えます。

次に、出産祝い金、市内在住者に対象に第3子30万円、第4子以降50万円を支給する事業です。2014年の人口動態統計では、出生率の最低の理由は第2子の出生減が大きく影響しており、官民挙げての産みやすい環境づくりが急務であるとされ、また、経済的な不安も要因の一つと言われております。人口減少や予算の有効活用の視点から、第2子からの支給も必要と考えます。

次に、自宅通学者及び下宿通学者補助は、樽見線の樽見駅から日当駅の間で乗降する高校・大学生などに通学費用と、下宿通学者に月額3,000円を補助する事業でございます。財源は地域振興基金で、財源に限りのある制度でもございます。策定中の総合戦略のメニューとして、国の交付金を視野に北部地域を対象区間と定め、2分の1を4分の3か全額、下宿補助を月額3,000円から1万5,000円か全額補助とする見直しが必要と考えます。

次に、移住・定住促進事業補助は、市内の南と北で内容の違う事業でございます。南部地域は本年度から設けられており、45歳以下の市外居住者が転入され住宅を新築された場合、上限50万円、中古住宅を購入された場合には上限25万円に加え、それぞれの生計をともにする18歳未満の者に1人10万円が支給されます。また、北部地域に転入され住宅を新築した場合、上限100万円、中古住宅を購入された場合は50万円に加え、それぞれの生活をともにする18歳未満の者に月額1人当たり10万円の支給がされ、民間の住宅を賃借した場合、月1万5,000円を上限に支給される事業でございます。

南部の要綱で45歳以下の年齢制限を延長することや、住宅の賃借にも適用する考え、また市内全域で2世帯、3世帯住宅の新築時の助成を行う考え、こうした見直しを図っていただきたいという考えから、ただいまの4事業について、それぞれ条例の目的趣旨で所管が違いますが、求めております内容は移住・定住につながり、いずれも大切な事業であると考え、企画部長にお聞きをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、分析を踏まえた施策の見直しや今後の考えにつきましてお答えをさせていただきます。

議員が申されました4つの事業のうち、うすずみの里定住促進事業、出産祝い金、自宅通学者及び下宿通学者に対する補助金交付事業につきましては、事業開始から10年以上が経過いたしております。

また、北部の移住・定住補助金につきましては、平成24年度から実施しているところでございますが、先ほどの御質問でお答えをいたしましたとおり、実績が少ない状況でございます。

議員御質問のまず南部への移住・定住促進補助金の年齢制限の見直しにつきましては、子育て世代をターゲットにしたものでありますことから、45歳以下としたところでございまして、借家の補助制度を設けないことにつきましても、北部地域での補助制度とは区分けをいたしまして、あくまでも移住・定住ということで、5年以上生活の本拠として移住する意思がある方に対して交付をするということでございます。そういうことから住宅を新築、もしくは購入した者に限定しているというところでございます。

企画部所管の事業を含めまして、いずれの事業につきましても、年数が経過することによりまして生ずる生徒数や出産時の変化、時代の流れなどもございます。そのようなことから、より時代に

即した施策であるために、それぞれの担当部局において見直しの検討を進めるとともに、現在策定を進めております本巢市総合戦略におきまして、市民を初め議員及び総合戦略策定推進委員会の委員の皆様から御提案される移住・定住促進や、若者の転出減に係る取り組みとともに今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいま具体的な内容を企画部長にお聞きをいたしました。所管の違いもあり答弁できない部分もあるかと考えます。

そこで、4つの事業につきまして具体的な見直し案を提示しましたので、そのことにつきまして移住・定住の施策の視点から市長のお考えをお聞かせください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは移住・定住促進事業に関連しまして、再質問がございましたのでお答え申し上げたいと思います。

先ほど4点いろいろ御提案がございます。しかし、それとは別に、まず構造からお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、近年、日本の社会は少子・高齢化が本当にどんどん進んでおまして、人口減少が大きく進んでおります。この問題というのは本巢市にも影響をしておまして、先日来以降お話を申し上げておりますように、合併以来、人口がずっとふえてきておりましたが、平成22年、23年ぐらいを頂点にして、少しずつ減で本巢市も人口が推移してきております。今現在、なお合併時の人口は上まわっておりますものの、人口減少が出てきておる状況でもございます。

これから、ますます本巢市も人口減少が進んでいくということが想定されております。こういうことで、この人口減少をいかに軽減していくかという取り組みということで、これからの移住・定住対策、子育て支援も含めて、こういったものが大変重要になってくるというふうに思っております。

また、この人口減少というのは、本巢市全体で人口減少が進んでいくということも予想されておまして、対策につきましては、市内全域を対象にした取り組みが今後必要になってくるというふうに思っております。

そういったことから、現在それぞれ北部地域、南部地域に分けていろいろ実施しております事業につきましてもしっかりと見直しもするということが同時に、また新たなこうした人口減少が進んできていることに対する対策というものも新たにやっていく必要があるんじゃないかというふうに思

っております。例えば、子育て支援に関連いたしまして、給食とか保育料の軽減をどう考えていくとか、それからお話がございましたように少子・高齢化がどんどん進んできております。そのことから、ぜひ高齢者の方々と一緒に住むような2世代、3世代同居というものを推進する、そういうような事業を今後も検討していかなければならないというふうに思っています。

こうしたいろんな事業を展開しながら、市内全域で移住・定住対策の充実強化というのを進めていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

次に進みます。

次に、1番の3でございます。

地域によっては移住・定住者に大胆な施策も必要です。そうした考えについてお尋ねをいたします。

移住・定住を促進するため、北部地域の保育料や給食費の無料などの移住・定住環境整備が必要なことから、北部地域を特区として位置づける大胆な施策も行う必要があるかと。大胆な施策を行うことによりまして、移住・定住対策の解消の一つの方法かと思っております。

そうした一つといたしまして、水鳥団地は平成12年に22区画が開発され、26年度末で12区画の未売却の区画があります。当初目的の定住を促進するために、分譲地の無償提供や、同じ敷地内にある市営住宅を長期入居者に無償で支給するなど、移住・定住を促進する考えはありますか、企画部長にお聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えさせていただきます。

移住・定住対策につきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、各施策が実施しておるところでございますが、なかなか実績に結びついていないというのが現状でございます。

議員御提案の水鳥団地の分譲地につきましては、今までにも分譲価格の見直しを行いますなど、販売促進を図っておりますが、議員が申されましたように12区画が未分譲の状況となっているところでございます。

議員御提案の無償提供につきましては、今後、移住・定住促進の観点から担当部局のほうとしっかりと調整をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

市長にお伺いしたいと思います。

この件につきましても担当部局が違うわけですが、部長のお考えはただいまお聞きしました。それで、再度、水鳥団地の分譲などの無償提供についての市長の御見解をお聞きいたしたいと思ひます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは水鳥団地の件につきましての再質問でございますけれども、お答え申し上げたいと思ひます。

水鳥団地は今現在、先ほど部長が御答弁申し上げましたように、今12区画残っているものでございます。水鳥団地の土地1区画当たりの分譲価格というのは、価格の見直し等ございまして、今約200万円前後、200万から220万程度まで、1区画当たりその程度の金額でございます。

現在、根尾地域に新たに転入されて住宅新築した場合、先ほど議員も御質問ございましたように、100万円を交付いたしております。この交付金の100万円にかわって水鳥団地の土地を提供する、これは200万円程度のものでございますけれども、こういうものを提供することによりまして新規転入者の増加ということが見込まれるということであれば、未分譲地の有効活用も図れるということにもつながりますので、ぜひ検討を進めていきたいというふうに考えております。

また、あわせて市営住宅の長期入居者がおりますけれども、そういった方々にも20年、30年と住んでいただいている方々を対象に無償譲渡ということも検討していきたいと思っております。無償譲渡されることによって、定住につながるということでもございますので、ぜひあわせて水鳥団地の問題、そしてまた市営住宅の今の無償譲渡の問題というのは、今後の移住・定住対策の強化策の一つとして、今後検討を進めていきたいというふうに思っております。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

よろしく御検討をお願いしたいと思います。

今、市長申しましたように、200万前後の分譲かと思ひますが、現在ではそこに対する草刈りの管理費用、また逆に家を建てれば税収入がふえるというような観点もございまして、ぜひとも前向きに御検討を賜りますことを希望いたしまして、次に進みたいと思ひます。

次に、1番の4の北部地域住民に住宅取得や新築などに助成をする考えについてお尋ねいたします。

北部地域は地形や自然環境、子育て、教育、雇用などのさまざまな特性の違いから、特に若い世代の転出が多くなっています。このことは、社会経済情勢の変化で、将来の不安から、より暮らしやすい環境を求める結果ではないかと考えます。そうしたことを考えると、定住環境を整えなければ移住者は増加いたしません。

そこで、北部地域の定住対策として、基本額に配偶者、子供の数、親と同居の場合などを加算し、引き続き定住されるような定住促進対策として、住宅取得や新築に助成することはどうですか。そのお考えを企画部長にお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えをさせていただきます。

北部地域における若者の流出につきましては、南部地域に比べ割合的にも非常に高く、北部地域の高齢化は年々悪化の一途をたどっている現状でございます。若者の流出は北部地域だけの問題ではなく、市全体としても大変大きな課題であり、市全域におきまして人口流出を防ぎながら流入人口を増加させる施策に取り組んでいかなければと考えております。

なぜ若い世代が転出をされるのかということからいたしますと、子育て環境や雇用環境が十分ではないということも考えられ、まずはそうした対策を最優先に考えていく必要があるというふうに考えております。そうした中で、議員御提案の北部地域住宅取得や新築等への助成につきましても、必要となれば検討をしてみたいというふうに考えております。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

同じ内容でまた市長にお聞きしたいと思いますが、本市全体に考えられる問題でございますが、特に北部地域ではさまざまな特性の違いをマイナスとして不安と考えることから、若い世代の転出が多いのが現実でございます。まず定住環境を整えることが転入増加につながっていくと考えますが、これからの定住対策として市長はどのようにお考えでございますか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは御質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほども2点目のところでお伝えしましたように、市全体での人口減少が予測される中で、移住・定住促進というのは本巣市全体で取り組んでいかなければいけない課題でもございます。

ただ、その中で本巢市は、先ほどもお話がございましたように、南北に長くてなかなか北部地域と南部地域では定住環境を異なってきております。それぞれ地域の定住環境に合った対策も必要になるというふうに思っております。

特に北部地域におきましては、先ほど企画部長も御答弁申し上げましたけれども、全体の中では少子化対策、子育て環境、それから雇用環境の充実を図っていかねばならない。それとあわせて、特に北部地域におきましては、高齢者世帯が大変多くおられます。こういった方も含めて定住をしっかりとやっていただくためにも、高齢者と同居する2世代3世代同居のための住宅取得とか増改築というようなものも特に支援策ということで検討していきたいなというふうに思っております。そうすることによりまして、定住を少しでも進めるという方法にしていきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

1番目の質問はこれで終わり、2番目の質問に入らせていただきます。

2番目の二地域居住支援についてお尋ねをしたいと思います。

人口減少社会で、全国全ての地域が定住人口をふやすことは非常に難しいかと考えます。これからは都市住民が農山村の地域にも同時に生活拠点を持つ二地域居住や、観光者などの交流人口、インターネット住民の情報交流人口といったさまざまな視点を持つ人の地域への流れを促進することが必要でございます。多様化するライフスタイルの変化で、都市住民の田舎暮らしの願望は高く、退職期を迎える団塊世代を中心に大きな流れになると考えます。

そこで2の1の二地域居住の支援についてお尋ねをします。

二地域居住は定住とは異なる居住形態であることから、複数世帯間で居住の相互利用も可能となります。長期滞在や休日滞在など趣味の違う複数世帯の共同利用などで滞在型の交流人口をふやし、空き家、市所有の休眠施設の有効活用や地域住民との交流でにぎわいをつくり、地域の活性化などにつなげる有効な方法と考えるため、二地域居住支援についてのお考えを企画部長にお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、二地域居住の支援の考えにつきましてお答えをさせていただきます。

二地域居住につきましては、議員が申されましたように、都会に暮らす人がそれぞれのライフスタイルを実現する手段といたしまして、農山村等で週末や1年のうちの一定期間を暮らすこととございまして、平成20年7月に閣議決定されました国土形成計画の一つの柱として国土交通省が推進してまいりました事業でございます。

平成25年3月に公表されました国土交通省のアンケート調査によりますと、二地域居住の内容ま

でわかると回答されました方は6%でございまして、聞いたこともなく知らないと回答されました方が全体の約3分の2と、余り認知されていないのが現状でございます。

しかしながら、二地域居住が地域にもたらすメリットといたしましては、交流人口がふえることで受け入れ地域の消費の増加や雇用の創出などの地域経済の活性化、都市住民の目を通じた地域資源の再発見、コミュニティーの維持、再生などがあり、定住に結びつくことも期待されるところでございます。

市の北部地域につきましては、豊かな自然がありますとともに、都会では失われつつある、つながり、ゆとり、時間などを得ることができる環境にもございます。このようなことから、二地域居住の支援につきましては、まずは空き家の情報提供などの支援ができるような仕組みづくりに努め、受け入れる環境を順次整えていければと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

次に2の2番の二地域居住用地を民間事業者が造成した場合の補助制度の考えについてお尋ねをいたします。

ただいま申しましたように、北部地域への二地域居住の推進を図るため、空き家、休眠公共施設など以外を希望する方も見えるかと思えます。そうした希望する方の二地域居住者に、民間事業者が開発する一定要件を備える用地の造成費などの一部を助成する考えについて、企画部長にお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、二地域居住用地を民間事業者が造成した場合の補助制度の考えにつきまして、お答えをさせていただきます。

1点目でお答えをさせていただきました国土交通省のアンケートによりますと、平成20年から25年の5カ年で二地域居住の実践者は2%から3.8%へとおおむね倍増している状況でございます。また、二地域居住、移住・定住のいずれもいまだ実践していない人のうち、5年以内に二地域居住または移住・定住してみたいと答えられた方が2.4%、どちらかわからないがしてみたいという回答も含めると、希望者は33%になっている状況でございます。

このように希望する方が多いことから、1点目でお答えをさせていただきましたように、情報提供の支援ができるような仕組みづくりに取り組みますとともに、どのような方策が二地域居住により有効であるかといったことを先進事例を調査をし、今後検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

次に進みます。

2の3番の空き家バンク制度を設ける考えについてお尋ねをいたします。

今、企画部長が申しあげましたように、移住、また二地域居住につきましては、やはり情報提供が大切な問題でございます。それで、空き家情報がなければ空き家情報が限定されてきます。

空き家のセールスポイント、地域の魅力などを設け、情報発信することが移住、2地域居住者に有効な手段でございます。そうした制度創設のお考えを企画部長にお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、空き家バンク制度を設ける考えにつきましてお答えをさせていただきます。

本市における空き家の調査につきましては、平成23年度に行っておりまして、根尾地域において実施をいたしました。そのときの調査の結果につきましては、多くのあいている家屋のうち、自治会長さん方から空き家として御報告をいただいた軒数は全部で29軒ございました。そのうち、貸し出しの意向のありました9軒を対象に現地調査を行いました結果、全ての空き家におきまして何らかの改修が必要な現状であり、その改修費用につきましても多額の費用が想定をされる状況でございました。

しかしながら、二地域居住も含めた移住・定住を促進していくためには、議員が申されましたように空き家バンクは有効な手段の一つであるというふうに認識をいたしております。

今後につきましては、改めて提供可能な空き家の実態調査を行いますとともに、改修費用の負担方法や空き家情報の提供方法などにつきまして、県内の先進地の取り組み事例を参考に、岐阜県宅地建物取引業協会などと協力をするなど、空き家バンク制度の創設に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

制度創設はぜひともお願いしたいと思いますが、2点ほどちょっとお聞きしたいと思います。

こうした「本巣市はあなたの移住を支援します、本巣市で暮らそう」という立派なパンフレットが作成をされておるわけでございます。このパンフレットはどこに配付されているのかということをお聞きしたいと思います。

私も織部の里へけさ行って、これを見たことがなかったもので、これを取りにいったら織部の里にはございました。そういうところを中心に配付しておるのかと思いますが、どういうところに配付されておるのかを1点お聞きしたいと思います。

また、ホームページ上からこのサイトへ閲覧ができるわけですが、私が思うに、移住を考える潜在者に本市の魅力を本当に発信し、行動へと誘導するにはちょっと安易な検索方法と考えていますが、その点を企画部長にお聞きしたいのと、先般の3月議会で高橋議員が、ある自治体のこうしたパンフレットが名古屋の地下鉄にぶら下げてあるよということも言ってみえました。やはり、やれることは多少費用がかかっても前向きな対応をしていただきたいなど、こんなふうに思っておりますので、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

まず、1点目の「本巣市はあなたの移住を支援します」というパンフレットはどこに配付をしているのかという御質問でございます。現在のところ、ホームページ上での公開に加えまして、市内の道の駅、それとモレラ岐阜、岐阜県の観光課、岐阜県東京事務所などに配置をしているところでございます。今後の情報提供のあり方につきましては、先ほど議員おっしゃられましたように、まずはやっぱり情報を欲しいと望まれている方に的確に情報が届くように、よく言いますのは、魚がおるところに釣り糸を垂らすというようなことで、その情報の提供先といったようなものも十分検討していきたいというふうに考えております。

それから、ホームページ上のサイトの閲覧方法、実際に何遍もクリックをしないと望まれる情報にたどり着かないといったようなことでございますけれども、ホームページにつきましては、誰もが見やすく使いやすく、さまざまな行政情報を迅速に提供できるということで運用しているところでございますが、お伝えしたい情報が数多くございまして、この移住・定住の情報も含めまして閲覧者が求められる情報になかなかたどり着かないという状況でございます。

今後につきましては、アクセス件数の多い事項や市としてお伝えをしたい事項、こういったことをホームページのトップページからダイレクトに、そこを1回クリックをするとその情報にたどり着けるような、こういった仕組みを今後工夫してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

最後に、答弁は不要でございますが、もし空き家バンク制度を設ける場合、その空き家の有効活用に資するために登録推進の方策を条文化されることを申し述べまして、2番目の質問を終わり、3番目の質問に入らせていただきます。

3番目といたしまして、能郷白山登山道修繕と衛生施設の設備についてお尋ねをいたします。

能郷白山は別名権現山とも言われています。加賀白山を開いた泰澄により718年白山権現の文士がまつられた能楽堂のある白山神社、現在白山権現里宮の奥宮が頂上に祭られた白山信仰の山で、また日本200名山にも選ばれております。若者から中高年まで幅広い層での山歩きをする人は増加しており、能郷白山の親しみの持てる山として年間約3,000人弱ほどの利用がされております。大切なこれは私は観光資源の一つと考えております。

そうした大切な観光資源と捉えるのであれば、最低限の環境整備を図ることが大切なため、登山道の修繕と衛生施設の整備についてお聞きをいたします。

まず、3番の1ですが、温見峠側ルートでの修繕と簡易トイレの設置の考えについてお尋ねをいたします。

滞在型の観光客が人の流れをつくるのが地域ににぎわいと地元宿泊施設の経済効果をもたらすことは言うまでもございませんが、25年12月議会で質問をいたしました。来訪者のニーズを踏まえ、関係機関と協議した上で検討してまいりたいと答弁をされてみえます。その後1年半経過するも、進捗状況は全く聞いておりません。国有林や国道敷などの各種規制や管理面の思惑から踏み出せないでみえるのか、簡易トイレの設置と登山道路の洗掘、垂直に近く上がる一部登山道があります。そうした部分の破損がひどい、そういうふうに思いますので、そうしたことを一部修繕などする考えがあるのか産業建設部長にお尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の温見峠側ルート修繕と簡易トイレの設置につきましてお答えをいたします。

能郷白山登山道につきましては、利用者の安全を確保するため、森林組合に委託して除草を行っております。それと能郷白山山岳救助隊がパトロールを実施するときに、軽微な修繕やルート案内表示看板の破損箇所につきまして適宜修繕しておりますので、今後も続けていきたいと思っております。

また、簡易トイレの設置につきましては、この地域の道路は冬季閉鎖になりますので、冬場の利用がないことから撤去が必要でございます。期間を限定した設置が求められるとともに、簡易トイレの日常的な管理ができないことから施設の設置は非常に厳しいと考えております。

さらに、ほかの地域においては、トイレを設置することにかえて携帯トイレの啓発・普及を推進しているところもございますので、本市についても自然環境への影響を考慮して、携帯トイレの利用の協力を推進してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

再度、産業建設部長にお尋ねをいたします。

4点ほどございますが、25年12月議会の質問で、距離表示看板、登山口の案内看板や周りの山々の展望ができる箇所に鳥瞰図形式の看板も必要と質問をさせていただきましたが、ただいま御答弁で簡易な修繕、また表示看板につきましては遭難防止対策協議会で行うということで、遭難防止対策協議会で看板の一部作成されたと聞いておりますが、いまだに設置はされておられません。これはどうなっておるのか。

また、簡易トイレの設置は豪雪や凍結などから考えると常設は困難なことはわかりますが、最近ではさまざまな機能を備えた簡易トイレもできており、私がこういう質問をするということで、私のレターケースにもこうしたパンフレットがなぜかしら入っておりましたが、本当に今は簡易トイレも昔の簡易トイレと違いまして立派なトイレができております。そうしたことから、常設または期間限定の双方から本当に必要経費を算出されたのか。また、ただいま答弁ございましたが、携帯トイレの啓発・普及を推進していくということでございます。どういう形で啓発・普及をやっていくのか。

今、私は観光資源と言いましたが、観光を所管しておる産業建設部長、そうしたときにパンフレットは今、こうしたパンフレットはありますが、これは山へ登る人たちが同好会でつくっておられるんですね。こういうものに、啓発・普及のために携帯トイレをお持ちくださいとか、またそれを持ってきたときには、使用したときにポイ捨てはしないでくださいとか、そういうことはどこで表示をされるお考えかということと、もう1点は、除草の委託は森林組合へ産業建設部で所管しておる。看板は遭難防止対策協議会に依頼しております。どこが所管をしていくのかと。私が思うに、お互いに仕事を敬遠し合う部署同士で、そういうふうには映らないわけですが、ぜひとも、こうした除草の委託、軽微な登山道の修繕などの関係予算の持ち方、これも一度検討をしていただきたいなど、再度お尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

再質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、看板設置につきましては、先ほど破損箇所の修復を急ぎたいと、しておりますということでしたが、実際のところはしていないのではないかとということで、山岳救助隊のほうでもつくっていただいておりますようにも伺っておりますので、早急に設置するのが、修復するようなことを急がなきゃいけないのかなというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目、携帯トイレの啓発・普及でございますが、今思いつくのはホームページの掲載というのが単純に思いつくわけでございますが、この普及方法はもう少し検討したいと思っております。それで、あと期間限定のトイレ施設とか、そういったものもありましたが、実は、女性なんかでも最近では困ることがございますので、やはり防災用品の中でも目隠し機能を持たせたものもござい

ので、そちらのほうの普及をぜひお知らせしたいなというふうに思っております。

それから、最後お話しいただいた登山道の管理方法でございますが、現在、産業経済課で草刈りの委託をしております。修繕につきましては、山岳救助隊にもお願いしているということで、実際のところフットワークはなかなかできていない状況がございます。ですので、予算の持ち方等も関係部署ともう少し協議しながら、一番適正な方法を検討していこうかなと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

あと時間が少ないようでございますので、ただいま私再質問をいたしました点で、ぜひとも常設または期間限定の相互から、どれだけの経費がかかるのかということは算出を一遍やっていただきたいなと、こんなふうに思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいのと、携帯トイレを推進するのであれば、やはり最低携帯トイレの使用できるブース、簡単なブースぐらいは私は必要かと思うんです。ぜひともその点も踏まえて御検討を願ひたいと思っております。

きょうの質問は、全てが検討するの御答弁でございました。田中角栄の政務秘書の早坂茂三の著書で「駕籠に乗る人・担ぐ人」の中で、お役所用語で検討するはやらないことを意味すると言っておりますが、本巢市と市民のため前向きな検討を期待し、私の全ての質問を終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。再開を10時15分としたいと思いますのでよろしくお願ひします。

午前10時00分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

続きまして、13番 若原敏郎君の発言を許します。

○13番（若原敏郎君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い2点の質問をさせていただきます。

最初の1番目の質問ですが、マイナンバー制度の運用開始に向けてでございます。

これは、国の社会保障、税、また災害対策の各分野での導入ということで、国の政策ですので、市がどこまでかかわれるか、ちょっと疑問に思いながら質問をさせていただきます。

昨年9月議会で同僚議員が質問していますが、今回は運用が間近に迫ってまいりましたので、主に実施される詳細についての質問をさせていただきたいと思っております。

さて、最近になって、日本年金機構の個人情報流出問題が発生しました。日本年金機構がサイバ

一攻撃を受けて約125万件の個人情報流出したとの問題で、機構や政府の対応の甘さが被害を広げた可能性が強まっています。年金受給者や加入者の不安はおさまらず、導入が迫るマイナンバー制度の見直し議論まで発展しているところであります。

5月8日に機構九州ブロック本部の職員がパソコンで不審メールを開いたことがきっかけになり、その後不審メールが一気に届き、別の1台でメールを開いたことでさらにウイルスに感染した。機構が全ての拠点でネット接続を絶ったのは、最初の攻撃から21日後のことだったとのこととあります。マイナンバー制度運用に向けては、今後の動向を注視する必要があると出てきたとのこと記事に載っております。

そんな中で、2013年5月に成立した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、ことし10月に国内で住民登録をした全ての人にマイナンバーが付与され、通知されることとなっております。正式には、社会保障・税番号、また個人番号という12桁の番号であります。来年1月以降は、市役所や勤務先で、また証券会社や生命保険会社などで各種手続をするときには、マイナンバーの記入、また提示が求められるとされております。

今回、日本年金機構の個人情報流出問題が発生し、プライバシーの流出も懸念されているこの制度で、本巢市はどう対応されていくのかをお伺いいたします。問題が発生し、流動的になってきたとも思われますが、現時点の、10月から市が通知カードの送付を始めますが、準備はどうなっていますかをお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

それでは、マイナンバー制度の運用開始に向けて、その準備の状況についてお答えをいたします。

マイナンバー制度は、正式名称を社会保障・税番号制度といい、社会保障関係、税関係及び災害対策の分野のみで利用されるもので、平成25年5月に関係法が成立、公布された制度であることは議員の御発言のとおりでございます。それに伴い、本市においても、運用開始に向けてその準備を進めているところですが、私からは、市民環境部の関係としまして、マイナンバー制度に係るカードの発行準備について回答をさせていただきます。

本年度におけるマイナンバー制度のスケジュールにより、12桁の個人番号、マイナンバーでございますが、これが記載された通知カードが住民票を有する全ての住民（外国人を含む）を対象に、平成27年10月から住民票に登録された住所へ送付をいたします。また、平成28年1月からは、申請された方への個人番号カードの交付とマイナンバーの利用が始まることとなっております。

市の準備といたしましては、マイナンバー制度に対応するために、平成26年度に既存の住民基本台帳システムの改修を行い、10月からの通知カードの発送等に向け、通知カード・個人番号カード作成業務の共同委託先である地方公共団体情報システム機構との間で準備作業を進めているところでございます。

今後は、マイナンバーの初期付番及び送付先の登録確認等の準備作業を行い、10月の通知カードの送付を待つこととなります。以上、答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

1つ、再質問をさせていただきますが、12桁の数字の通知カードとして、先ほど地方公共団体情報システム機構との間で準備を進めていくということでしたが、12桁の数字というのはどんな意味があるのかということまでは市ではわからないかどうか。またそれと、番号というのは一生のものであるので、例えば末尾に気に入らない番号があったら変更してくれんかというようなことが出ましたら、それは変更できるのかどうか、市では無理なのか、その辺をちょっと念のためにお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

ただいまの再質問についてお答えをさせていただきます。

マイナンバー制度におけます12桁のマイナンバーの指定は、現在住民票に記載をされております11桁の住民票コードから生成される番号であり、その生成方法については非公開でございます。個人番号と個人の属性、具体的には、氏名、性別、生年月日でございますが、この間に関係を持たないために、個人番号から属性が明らかになることはなく、逆に属性から個人番号を推測することもできないこととなっております。また、個人番号からそのもとになった住民票コードを運用することもできないようになっております。

2点目に御質問でございますが、この番号決定につきましては、市民や本人とか、あるいは担当職員の選択余地がないということになっております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございました。

今現在、住民にはある程度の番号がついているということで、またその選択の余地はないということによくわかりました。ありがとうございます。

次に、2番目の質問に行きますが、その後、来年1月以降に個人番号が無料で配付されるということですが、これにはどんな手続をするのか、今の時点でわかればお願いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

それでは、ただいまのマイナンバー制度における個人番号カードの発行手続についてお答えをさせていただきます。

マイナンバー制度の運用開始に当たり、平成27年10月から簡易書留郵便によりマイナンバーを記載した通知カードが送付をされる際に、個人番号カード交付申請書等が同封されることとなっております。個人番号カードの交付方法は現在2通りを想定しております。

1点目は、同封された交付申請書に必要な事項を記入し、御本人の顔写真を張り、同封された返信用封筒に入れ、個人番号カード等作成業務委託先である地方公共団体情報システム機構へ直接郵送することで、個人番号カードがその後市役所に届くことになり、平成28年1月以降に市役所にて本人確認の上、順次交付することとなります。

次に2点目でございますが、同封の申請書等により市役所窓口にて申請をいただいた場合については、市役所でまとめて機構に申請し、機構で作成された個人番号カードを平成28年1月以降に本人限定の受取郵便にて送付をするものでございます。

いずれの方法によりましても、個人番号カードの発行手続ができますが、市といたしましては、来庁の必要回数が少なく、かつ本人確認が確実にを行うことができることで、1点目の交付時に来庁をしていただく方法により進めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

よくわかりました。2通りあるということで、必要な方は無料で個人番号カードが受けられるということで、簡潔に答えていただきましてよくわかりました。

さて、それでは、それが1月から運用が実施されますので、住民、また行政にとってそれを使うことによってどんな利点があるのか、これは総務部長のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、マイナンバー制度の運用に伴います住民、行政としての利点についてお答えさせていただきます。

マイナンバー制度につきましては、国民が所有しております健康保険証番号や住民基本台帳コード、雇用保険や介護保険番号を1つの共通番号によって一元的に管理するものでございます。

このマイナンバーカードのメリットといたしまして、住民の方につきましては、医療保険や介護保険などの給付手続、また失業保険の受給手続、確定申告などの社会保障、税に係る行政手続にお

きまして、住民票や所得証明の添付書類が不要となりまして、手続の簡素化が図られます。また、マイナポータルと呼ばれますウェブサイトから所得や年金、保険料の支払い、給付などの自身の個人情報利用状況が確認できまして、利便性の向上も図られます。

また、行政におきましては、行政手続における添付書類の確認など、窓口業務が大幅に簡素化されるほか、複数の業務間での連携が進み、各種情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減され、ミスのない公平で効率的な行政サービスを行うことができます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございました。

市民に対しても、行政に対してもいろんな利便性が出てくるということではありますが、情報漏れとか、そういうことがあるとまた大変なことになるかなあと、こんなことを思います。また、後に質問させていただきたいと思います。

4番目の基本台帳との関連についてですが、以前発行された住民基本台帳カードは、有効期限が10年でしたかね。私が持っている基本台帳カードは2021年1月27日となっておりますが、これはもう必要がないのか、そのまま使えるのか、別のことに使えるのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

それでは、ただいまのマイナンバー制度における個人番号カードと住民基本台帳カードとの関連についてお答えをさせていただきます。

住民基本台帳カードにつきましては、平成15年8月から交付が始まり、本年の12月末をもってその発行が終了となるものでございます。これにかわりまして、平成28年1月からは個人番号カードが交付をされるものでございます。

なお、ことしの12月までに発行されました住民基本台帳カードにつきましては、有効期間内、原則発行後10年間でございますが、この間は引き続き利用ができるものでございます。

また、住民基本台帳カードと個人番号カードの両方を持つことができないこととなっておりますので、個人番号カード交付時には住民基本台帳カードは回収をさせていただくこととなります。

住民基本台帳カードの用途といたしましては、本人確認のための身分証明書としての利用が主であり、カードに記載をされている内容は、住所、氏名、性別、生年月日、有効期限及び顔写真——これは任意でございますが——となっております。

一方、個人番号カードにつきましては、住民基本台帳カードの記載内容にマイナンバーを加えたものとなり、マイナンバーを使う際の本人確認、電子申請や取引及び身分証明書等に利用できるものであり、その用途は社会保障、税及び災害に対する分野で本市独自のサービスとしての拡大を含めまして、今後広がる可能性を持ち合わせているものでございます。

マイナンバー制度における個人番号につきましては、住民基本台帳にかわるものであり、平成29年7月から開始予定の地方公共団体等における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により、関連事務を確実かつスムーズに行い、添付書類等の簡素化による市民の負担軽減を図るという役割を持っております。

今後、市といたしましても、セキュリティー対策を十分に講じた上で、市民の皆様安心して利用していただける制度として積極的な導入を図っていきたくと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

それでは、住民基本台帳カードは今後個人番号カードに変わっていくということで、新しくカードをもらえればそのときに返却するというところでございます。また、今度の個人番号カードは、いろんな利用ができて大変ありがたいなと思います。

5番目の質問に入ります。

これは、セキュリティー対策についてであります。6月初めの産経新聞の中に、外国での番号カードが大変今問題になっているということが書かれておりました。政府や民間企業を標的にしたサイバー攻撃による個人情報流出が相次ぐ米国では、本人に成り済まして税金の還付金をだまし取る犯罪が多発していると。5月下旬には、最大で1万3,000人分の、日本円にして49億円ほどが詐取される事件が発覚したと。身分証明の役割を果たしている社会保障番号などの重要な個人情報が数千万件単位で流出しているのが原因で、新たな個人認識方式の導入を含むセキュリティー強化策を求める声が強まっているというような記事が出ておりました。

今後、先ほどの話によりますと、情報提供ネットワークとの連携で、情報の照会や提供ができると連携漏れなどが本当に心配されてくるところでありますが、市役所としてはセキュリティー対策は万全なのか。また、市、または関連機関から個人情報盗まれ、悪用される心配はないかと市民も心配をしておると思いますが、この点につきまして、総務部長のほうからの答弁だと思っておりますが、どんなふうにご考慮されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

市役所としてのセキュリティー対策についてお答えさせていただきます。

本市の情報セキュリティー対策につきましては、市役所に設置されておりますサーバー及びパソコンにはウイルス対策システムを導入しております。情報ネットワークシステムには、外部からの不正アクセスを防止するシステムを導入しております。また、USBメモリー等の記録媒体につきましては、管理システムに登録されました媒体だけを使用許可し、操作履歴や情報の移動履歴等の管理や個人情報等の情報資産の外部持ち出しを禁止しており、業務上必要な場合に限り、所属長の許可を得て、いつ誰が何を持ち出し、いつ返却したかを管理簿に記録して管理しております。

これらのセキュリティー対策の結果といたしまして、本市において、これまで不正アクセスやウイルスへの感染等によって情報資産が漏えいしたことはございません。

マイナンバー制度のセキュリティー対策としましては、マイナンバー情報を取り扱う団体内統合宛名システムをソフトピアのデータセンター内に設置することとしております。これは住民情報を取り扱う基幹システムである総合行政情報システムと同様の運用方法であり、岐阜県が敷設、運用している岐阜情報スーパーハイウェイで市役所とデータセンターが接続されているため、インターネットには接続されておらず、インターネットを通じての情報流出防止をするものでございます。

また、国が策定いたしました個人情報の適切な取り扱いに関するガイドラインに基づき、個人情報の適正な取り扱いの確保について組織として取り組むための基本方針の策定、特定個人情報を取り扱う事務の取り扱い規程の見直し、また特定個人情報を適正に取り扱うために必要な役割や責任を明確にした組織体制の整備、特定個人情報を取り扱う事務担当者の監督及び教育の実施、特定個人情報を取り扱う機器や記録媒体の盗難防止対策により、市民が安心してマイナンバー制度のサービスを楽しむよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今、るる伺いましたが、なかなか難しいところで理解ができないというところであります。

市としても、情報提供ネットワークにおいても万全の対策をしているということでありまして、またインターネットには簡単につながらないよというようなことと思いました。多分、日本年金機構のほうも、そうした注意をしておったと思うんですね。それが侵入されてしまったと、こんなようなことであります。単純にいきますと、私らが考えているようなセキュリティーではとてもじゃないけど考えられないようなセキュリティーをしていたのが、ちょっとしたすきに情報漏れをしてしまったというようなことが露呈したわけでありまして。

ちょっと再質問させていただきますが、日本年金機構の個人情報流出のような事件が起きて、市民から、預金口座からお金から引き出されそうな今の詐欺みたいなものが出てきたと。こんな心配が出たとき、またこれには結婚前の人の病歴とか、そういうものが中に入っていますので、漏れてしまわないかというような心配が起きたときに、市役所としては、情報が流出したかどうかの問い

合わせがあったときには、市としては把握できるのですか、できないのですか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

年金機構におけますメール受信による情報漏えいにつきましては、本市の場合ですと、まずウイルスメール対策といたしまして、削除機能に3段階の規制をかけておりまして、マトリックススキャンということで、まずそこで迷惑メールを削除しております。それから、メールサーバーシステムでメールの、これもウイルスバスターということで削除しています。それから、職員用パソコンにおきましても、ウイルスバスターがインストールされておりますので、そこでも削除、3段階におきまして削除機能と言っております。

また、出口対策といたしまして、もし仮にパソコンにウイルスが感染し、外部にデータが送信されようとしても、悪意のあるサーバーへの接続を、アイフィルターというものをを用いまして、それによって通信させない機能も持っております。

それから、先ほど御質問がございました、もし漏れた場合、住民情報からの提供があった場合、こちらの履歴のほうでチェックさせていただいて調べることができるようになっています。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

日本年金機構のことよりも、また住民基本台帳カード、今まで使っていたことよりも、さらに情報が詳しく金融関係にも漏れますし、勤めてみえる方は企業にも知らせなきゃいけないということで、大変な情報が入っていますので、ぜひ安心して市民が使えるような、これは、市としては、市だけしか守ることはできませんのでやむを得ませんが、この制度の実現のために、行政としても国民にとって利便性の高いものになっているわけでありますので、問題が発生しないように慎重に扱っていただきたいと、こんなことをお願いするものであります。以上でこの1番目の質問については終わりたいと思います。

続きまして、2番目の本巢市の農業施策についての質問をさせていただきたいと思います。

全国の耕作放棄地の現状は、この20年で約40万ヘクタール、滋賀県の面積と同じくらいというふうには載っていましたが、倍増していると聞いております。担い手が農地利用をしているのは、全農地の約半分、5割というふう聞いております。

そこで、政府の農業改革によると、多様な担い手の育成確保、農地中間管理機構による農地集積・集約化、米対策の見直し、経営所得安定対策の見直し、新たな国内ニーズへの対応等々を進められ、産業政策と地域の政策を車の両輪として、攻めの農林水産業を展開していくという国の政策

であります。

本巢市では、以前から稲作を主に生業としてこられた農家が多くあり、高齢化や農地の大きさ、また周辺の環境を考えると、政府が進める農地集積・集約化や新たな国内ニーズへの対応など、日本の食文化への対応にはなかなかついていけないとの現状と思われまます。小規模農家の後継者は、今本当に少なくなり、先代や高齢者が以前買った機械が動くうちは何とかやっつけていこうと、採算が合わない田畑を稲作や果樹園で維持しているところでもあります。また、兼業農家や零細農家も混在して、今後の本巢市の農業施策は難しいものがありますが、今後の農政施策について、市のお考えをお尋ねしたいと思います。

1 番目の質問としまして、本巢市においては、農地集積・集約化はどのように推進されていますか。また、農地中間管理機構への現状をお伺いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の農地中間管理機構への現状についてお答えをいたします。

国が農業の構造改革を推進するため、平成25年12月5日に農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が成立されたことに伴いまして、平成26年4月1日から施行されております。岐阜県では、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として指定を受けております。

事業内容でございますが、農地管理機構が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、まとまりのある形で担い手に貸し付ける仕組みでございます。本市は、ぎふ農業協同組合とともに事業の受託機関として、農地の借り受け・貸し付け等の調整事務を行っております。

本市の農地中間管理機構の農用地の借り受け・貸し付け状況につきましては、平成26年12月2日現在、1,056人から農地364.4ヘクタールを24団体の担い手に貸し付けている状況でございます、県下では上位の実績となっております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今、貸し手側は1,056人、364.4ヘクタールを24団体に貸して、上位というふう聞いておりました。

そこで、今の貸し手と借り手のバランスというのは、今の本巢市の中では、これは実績ですので、とれているのかちょっとお聞きしたいと思うんですが、要するに、貸したい人がおるけど受け手がないとか、受けたい人がおるのに貸し手がないとか、そのバランスというのは今どんな状況になっ

ておるでしょうか。わかればでいいです。

○議長（黒田芳弘君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

数字的な実績というのはちょっと答えられませんが、現在は、農地中間管理機構が全農地、貸したいという農地についてお貸しするというような制度でございますけれども、うたいながら、やはり農地管理機構が受けてくれない農地があることは確かでございますので、それがどのぐらいあるかということについての数字はちょっとわからない状況でございます。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

わからないということですので、貸したい人が受け手がないから借りてもらえないとかという話とまた逆の話もいろいろ出てくる、それがやっぱり今の本巢市の問題ではないかなあと、こんなことを感じております。

2番目の質問に入りますが、人・農地プランは市町村が作成し、地域においてまとまった農地を機構に貸し出す方向で話し合いが行われるようになってきているが、本巢市ではどのような会が、農業委員会だと思うんですが、そんな話は進んでおるのか。2番目の質問として、人・農地プランの作成状況をお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

農地集積・集約化できない小規模農家について、農地プランというものの中で規程しておりますので、その中で本巢市につきましては、以前から稲作を中心として営農されておりますので、経済情勢の変化や農業者の高齢化などによって、やはり農地を維持することができない兼業農家、それから小さな農業者がふえているのは確かでございます。

そこで、農地中間管理機構がその農地を借り受けて、担い手農家などに貸し付けて農地の集積を図っておりますが、不整形な農地、それから使い勝手の悪い農地などにつきましては、農家の方が貸したいと思っても貸せない状態というのは一応でございます。

このため、このような農地を農地中間機構として管理していただけるように、実はこの中間管理機構の事業規程の見直しを国や県に現在働きかけておりますが、これを行うとともに、また農業委員会や農事改良組合と連携を図りながら、可能な限り農地として管理をしていただくように働きかけていきたいと思っております。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

努力はしていただいているということですが、再質問をさせていただきますが、農地中間管理機構による農地集積・集約化を進めるために、各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開している全国一元的なクラウドシステムとして整備されている全国農地ナビがこの4月から運用されていると聞きましたが、これは無料で見られるということなのですが、それは今使われているのか、今後使われるのか、もしわかったらお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

ただいまの御質問でございますが、農地情報公開システム、通称全国農地ナビというように言われているようでございますが、実は、この前身としましては、農業委員会が管理しております農地台帳というものが以前からございまして、市内のものが閲覧できるという形になってございまして、これが国の施策によりまして、全国的なネットワークをもってどこにおっても確認できる制度、そういうふうに認識はしております。

ですので、国がこの4月から運用に努めているということでございますので、本巢市におきましても、その方向に進んでいきたいなあと考えておりますし、その方向になるものというふうに思っております。ですが、今の段階でも、先ほど言いましたように、農家の方がこの土地を買いたいよということについては、窓口において丁寧に対応、説明を申し上げているところでございますので、よろしく願いいたします。

〔13番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

3番目の質問に入らせていただきます。

平成26年度に、米・畑作物の収入減少影響緩和対策、ナラシ対策と言うんですが、加入していた対象者が平成27年度からは、認定農業者、集落営農者、認定新規就農者であればいいが、それ以外は対象外となるということを知りました。

また、昨日の新聞に、政府の規制改革会議において、農業分野では農地集約を促すため、耕作放棄地への課税を強化すると。耕作しない農地への税負担を重くする仕組みを検討するという、検討ですので実現するかどうかわかりませんが、検討する、そんな動きも出てございまして、本巢市では、北部・南部とも小規模農家が多く、大変維持していくのが厳しいところも出てくるかなあと、こんなことも聞いております。

そこで、本市として、今後市の農業の進め方をどのように考えてみえるのか、産業建設部長にお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の、本巢市の農業改革の方向性につきましてお答えをいたします。

国は、平成27年3月に新たな食料・農業・農村基本計画を策定しており、その中で目標に掲げる食料自給率を達成するためには、担い手の育成確保や農地集積・集約化の推進が重要な施策として位置づけております。

本市の農業につきましても、競争力、体質強化を図り、持続可能な農業を実現するために、南部地域においては、農地中間管理機構を活用しながら担い手農家等への農地の集積及び集約化を進めていくとともに、農協、生産者組織と連携し、新規就農者の育成確保に努めてまいります。

また、一方で、北部地域につきましては、農業生産活動や農用地の維持を図るため、集落営農の組織化に向けた取り組みを支援させていただきたいとともに、イノシシ、鹿等による鳥獣被害対策も進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございます。

これは、市長の方針も聞くことにしてありましたので、本巢市の第1次総合計画の後期基本計画が今年度最後になりますが、農業においても施策の基本方針がうたわれております。市長のお考えもぜひお聞きしたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（黒田芳弘君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

本巢市の農業政策についてということで御質問がございました。

農政は、本巢市だけではできません。先ほど来お話がございましたように、これは国の根幹にかかわる問題でもございまして、国の農業施策というものが相当いろんな形で変遷をしてきております。今現在は、今のTPPなんかも見ながら稼げる農業をして集積を進めていくというような農業の施策にはだんだんとなってきております。

我々本巢市も当然日本の中の一部でございますので、先ほど来部長がお答えを申し上げましたように、本巢市は大変広い面積を持っているところで、南部地域の農業と中山間と言われております北部地域の農業とでは大分体制が、先ほど来移住・定住の問題と同じように、農業の構造は大変変

わっております。

そういったことで、先ほど来産業建設部長が申し上げたようなことを基本にしながらやっていきたいなと思っておりますけれども、その中で、先ほどちょっと議員の御質問にもありましたけれども、いわゆる休耕田ですね。休耕田というものを今回、国の今度の見直しなんかで耕作放棄地の課税を強化するというような動きも今出てきておるようでございますけれども、本来、先ほど来から議論がありますように、預けたくても預かってもらえない、やっていただけないという農地が存在するというのは間違いなくありますし、先ほど部長がお答え申し上げましたように、農地中間管理機構も三角地とか狭いところ、それから機械が入らないようなところとかいうのをなかなか受けてくれない、いわゆる担い手がやらない、そういうものをこれからどうやってやっていくかと。農業を守る、そして農業をやる体制をやっていくと言いながら、なかなかそういうものの体制をしっかりとやると支援していかなければ絵に描いた餅に終わる可能性もなきにしもあらず、いわゆる便利なところ、扱いやすいところだけの農地だけを守ってやっていく、そんなことになりはしないかなあという危惧をいたしております。

そういった中で、できるだけ、先ほど部長がお答えを申し上げたように、北部地域におきまして、これからもしっかりと農地を守って農業をやる体制を、これからも知恵を出しながら、そして国・県と協議しながら進めていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、農業は、先ほど来お話がありますように、本巢市におきましては、大変基幹産業でもございます。米だけではなくて、果実ですね。柿、いわゆる果物等を含めて、花の栽培から果物の栽培等々、本当に多くの方々が従事をして、本巢市は県内でも有数の農業生産地でもございます。これは、やっぱり市としても基幹産業でございますので、これからもしっかりと守っていく、そしてこれからもこの農業をしっかりと支援していく、そういう政策をこれからも皆さん方の知恵もおかりしながら、そしてまた市として積極的にまた次の総合計画の中にも入れながら進めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、農業は国の根幹をなす産業の一つだというふうに今認識をいたしております。これからも大事な産業だということで、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今、農業についても、次の総合計画にしっかり上げて対応していくという市長の力強いお言葉をお聞きしましたので、期待をしながら質問を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。トイレ休憩のみとして直ちに再開をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

続きまして、14番 瀬川治男君の発言を許します。

○14番（瀬川治男君）

議長のお許しをいただきましたので、2点について質問させていただきます。

1点目の地方創生についてお伺いいたします。

今、日本中で地方創生の話題が巻き起こっています。本市議会も地方創生特別委員会を設置し、取り組んでいるところでございます。

私は、常日ごろより本市の発展について、執行部、議員、市民が日夜努力しているところですが、地方創生は日本の創生です、そういった石破創生担当大臣の言葉のとおり、いま一度心新たに本巣市を、また日本を見直す絶好のチャンスであると考えております。

そこで1点目としまして、市として、まち・ひと・しごとアイデア大募集として、総合戦略の提案が募集されました。提案され出てきた件数並びに内容について、できればお答え願いたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、総合戦略において御提案をいただきました件数及び内容につきましてお答えをさせていただきます。

まず、現在策定を進めております総合戦略につきましては、市民を初めさまざまな方からの御意見が反映された戦略にしていくため、この5月に議会、産業界、教育機関、金融機関、メディア、公募市民などで構成します本巣市総合戦略策定推進委員会を設置いたしまして、戦略策定に向け御意見を賜りながら進めているところでございます。

また、この策定推進委員会に先駆けまして、市民の皆様方からも御意見をお伺いするために、5月1日から29日までを募集期間といたしまして、仕事をふやし、安心して働ける仕組みをつくる、都市から人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、まちに活力をもたらす、安心して暮らす社会環境をつくるの4つのテーマによりアイデアを募集し、その結果、5名の方から8つの事業の御提案をいただいたところでございます。

また、その内容につきましては、仕事をふやし、安心して働ける仕組みをつくることに関連した御提案が2事業、都市から人の流れをつくることに関連した提案が1事業、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることの提案が1事業、まちに活力をもたらす、安心して暮らす社会環

境をつくることの提案が4事業となっております。

今回お寄せをいただきましたこれらの提案につきましては、策定推進委員会に御報告をさせていただきます、総合戦略策定の参考とさせていただく予定でございます。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

瀬川治男君。

○14番（瀬川治男君）

ありがとうございます。

4つのテーマに8事業の提案が出たということで、私、もっとすごい数が出てくるのかなあというふうに期待はしておりました。

それと中身を、4事業について出てきているというお話なんです、具体的な提案については、これはよその市町との関係もございますので、うち独自で取り組んでいくといういいものがあればよそへオープンにしてはだめなので、4事業にこれだけ出てきたというお話で私はいいと思うんですけど、これいろいろ見ていると、この地方創生につきましては、インターネットなんかを見ていると、非常にこれで日本に貢献しようという言い方にしたほうがいいのかわかりませんが、コンサルなんかすごく各市町に売り込んでおるんですね。我々が見ても、こういうものがありますよということで提案してくれるようなあれがあって、そこではや銭もうけというか、日本の創生の始まりかなというくらい非常にメディアあたりで騒いでいるということなので、これは竹下内閣の1億の件もございましたけど、やはり地方にとってこれが一番のチャンスじゃないかということで、強い行政組織をつくるにはこのあれを利用して、本巢の発展に頑張っていきたいと思っておりますし、今後市の総合戦略の作成に向けて、部長、ひとつ頑張る、よそのまちに負けずに頑張りたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

例えば、ほかの例を見ますと、金の使い方にはいろいろあると思うんですけど、これは島根県が出しているんですけど、島根県しか使えないという割引券ですね。プレミアムを使った宿泊券は半額で泊まれるんやと。それから、お土産は3割引きですと。ただしこれは、島根県人は使えないという制約をしておるんですね。いろんな手法があるなということを見て感じましたけど、やはりいろいろ研究していただいて、よそにないような創生に向けた取り組みも頑張りたいなというふうにお願ひをしておきます。

地方創生につきましては、いろんな活発な人の流れが必要だと思います。本市には、樽見鉄道が走っています。地域の一体感を考えたときに、やはりどうしても大切な鉄道ということで、名鉄の廃線から考えてもこの鉄道がなくなるということは、非常に本市にとっても大きなダメージになるんじゃないかというふうに私は考えております。

そこで、県内外から利用客を増加させる手だてとして、市の特異性、見どころ等がホームページなんかで出ていますけれども、それ以外に、先ほど道下議員からも話ございましたけど、名古屋の駅とか、それからバスとか電車とかいろんな広告する媒体があると思うんですね。そういったと

ころを利用して宣伝していく。先ほどの答弁にもありましたけど、やっぱり魚のおるところへ釣り糸を垂らすと。これ私、企画部長はすごいことを言ってくれたなと思っておりますけど、そのとおりだと思うんですね。やはり魚がいないところへさおを出したり、けものいないところを鉄砲を持って歩いたって何のメリットもないというのが実情だと思いますので、そういったことを考えたときに、総務部長に1つ伺いますが、そういったPRといたしますか、宣伝を今後、大変大事なことだと思いますので、どう考えておられるか、伺います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、樽見鉄道の利用客の増加対策についてお答えさせていただきます。

樽見鉄道は、公共交通の一つとして、また市内への誘客に大変重要な路線でございます。この利用客の増加対策といたしまして、樽見鉄道におきましては、議員からも御紹介がありましたシルバー180、現在、樽鉄シルバー会員と名称を変更しておりますが、そういった制度を初め、薬草列車、シン鍋列車、紅葉列車のほか、I AMAS（情報科学芸術大学院大学）との共同による企画列車、また演劇や婚活等を目的とした貸し切り列車等、数多く運行されております。加えまして、うすずみ温泉クーポン切符やアユやなクーポン切符の企画切符、運転体験講習会による増客に努められるとともに、市民駅長の委嘱、桜や紅葉等の季節に合わせた観光バスの誘致、マスコミを活用した利用促進に努められているところでございます。

市といたしましては、平成26年度に本巣駅と北方真桑駅にトイレを新築し、駅の環境整備を実施したところでございます。また、本巣駅の観光看板も整備しております。また、平成27年度は、地方創生先行型交付金対策事業といたしまして、樽見鉄道に乗って、温泉に入って食事をしていただくシニア元いきいき支援事業を実施しております。しかしながら、樽見鉄道の年間利用客は64万人程度と横ばいで推移しております。

県内外よりの利用客を増加させる手だてにつきましては、非常に難しい課題ではございますが、観光振興による誘客、沿線市町住民の利用促進や通勤や通学の利用促進啓発など、樽見鉄道や樽見鉄道連絡協議会、樽見鉄道マイレール促進協議会と連携して増客する方法を検討するほか、先ほど議員からお話ございました観光ポスターでございますが、これにつきましては、観光関係機関と連携しながら協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔14番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

瀬川治男君。

○14番（瀬川治男君）

最近、樽見鉄道の乗客数を樽見鉄道さんからいただきました。ここ二、三年はふえてきておるような感じで、通勤・通学、いろんな細かいデータをいただきましたけれども、非常に伸びてきてお

ると。今もお話ありがとうございましたけれども、いろんな企画をされているんですね。この前も、5月25日ですか、一面に大きなチラシが出ていまして、本巢市のPRを含めて非常にいいあれを30周年ということで出されておまして、非常に私は頑張ってみえるなあというふうに、社長もかわられたこともありますけれども、やってみえるなあというふうに思っております。

そういった中で、各市町のシルバー180というものを使ってみえると思うんですね。シルバー180を使っておみえになりまして、このシルバー180が関係市町、本巢、北方、瑞穂、大垣、揖斐川という中で、シルバー180の会員さんが本巢市は32%が加入していると。瑞穂ですと13.8%、北方が7.6%、大垣が7.8%、揖斐川は2.8%なんですね。こんな状況なので、シルバー180を使って根尾へ子どもや孫を連れていこうかというような、シルバーですから子どもはおらんわね。行く人はおらんと思いますけど、そういったことをどんどん普及させることによって、やはり樽見鉄道が駅長さんを選任されたということは、やはり自分たちの鉄道、地元の鉄道ということを意識づけるために駅長制度を設けられたと思うんですね。本巢市民も、もちろんこの5市町の町民・市民も、やはり自分たちの足、自分たちの乗り物だということを強く意識していく必要があると思います。

そこで、例えばシルバー180について、関係市町に対して、市のほうから樽見鉄道とも協力しながら会員をふやすというようなことは考えられないかどうかということをおもいますが、いかがでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

瀬川議員、3番目の質問でよろしいですね。

○14番（瀬川治男君）

はい。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

〔「2番」と呼ぶ者あり〕

○14番（瀬川治男君）

2番。

○議長（黒田芳弘君）

地方創生の3番でいいですね。違いますか。

〔「2番」と呼ぶ者あり〕

○14番（瀬川治男君）

シルバー180について。

○議長（黒田芳弘君）

増加対策の部分で再質問ですね。

〔発言する者あり〕

地方創生についての3番目の質問でよろしいですね。

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

シルバー180制度について、会員の増数についてお答えさせていただきます。

シルバー180制度は、平成17年度、合併の翌年からでございますが、樽見鉄道の運営を支援していただいております沿線市町に住所を有する65歳以上の方を対象とし、その制度を開始しているものでございますが、この名称を平成26年度から改め、樽見鉄道シルバー会員制度に移行しております。消費税転嫁により1回190円の利用料金と現在はなっております。参考にですが、平成26年度の新規会員は、本市では131人、大垣市で209人、瑞穂市で112人、北方町で19人、揖斐川町で15人の合計486人が登録されております。会員証に期限がないことや亡くなられた方を控除していませんので、会員数は累計増となり、平成17年度の制度開始から平成26年度末までの登録者は8,199人となっております。なお、平成25年度の登録者の合計は549人、平成24年度は合計613人の方が新規登録されております。また、平成26年度の樽鉄シルバー会員の1日における乗車人員数は167人となっております。

樽鉄シルバー会員登録の促進につきましては、制度開始当初には、樽見鉄道におきまして老人クラブ総会時等に制度説明を行い、会員登録に努めてまいりましたが、現在は樽見鉄道が参加するイベント等でのPRにより会員登録に努めているところでございます。

また、沿線市町においては、窓口に樽鉄シルバー会員証発行申し込み要項の設置やホームページ、広報紙への掲載により会員登録に努めているところでございますが、本市におきましては、65歳以上の対象の登録率は、先ほど言われましたように32%、沿線市町全体では11%余りの登録にとどまっている状況でございます。

樽見鉄道の経営が赤字の状況の中で、一人でも多くの方が登録いただき、御利用していただくことが、樽見鉄道の活性化や安定した運営に寄与できるものと考えておりますことから、今後につきましては、市民駅長へのPR以外、樽見鉄道連絡協議会での登録依頼などの自社PRはもとより、樽見鉄道とともに自治会長会や老人クラブ総会時等での登録依頼など機会を捉えまして、登録者数の増加を支援してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

瀬川治男君。

○14番（瀬川治男君）

ありがとうございます。

やはりふやす手だてとして、今、部長が言われるように、本巣市は32%、3人に1人は入っているよと。よそは10%以下というようなところが結構ありますので、よそのほうでふやしてもらって本巣市へ、根尾へ来てもらうということが一番大事じゃないかなというふうに思いますから、ひと

つよろしく願いをしていきたいと思います。

また、シルバー180といいますと、シルバーとか老人というのは非常に年寄り嫌うんですね。私もその中の一人なんですが、何か例えば老人会へ入ってくださいと言ってもなかなか入ってくれへんで、名前を変えたらどうやしらんと思うんですけど、シルバー180の名前ももう少し、190円になっておるんやね、今実際はね。だから、〇〇〇〇190とか、ちょっと何か前に格好いい名前をつけたら、入って根尾へ行こうかという人がふえるんやないかと思うんですけど、そういったことも今後検討していただきたいなというふうに思います。

それでは、3点目のほうに移りたいと思いますが、これから3点目やでね。

地方創生を成功させるには、人材が必要だと私は思います。先ほどから述べていますように、コンサルティングにもうけさせることはないの、今まで我々、先進地の視察に行ってきました。そこにはびっくりするような職員さんがおるんですね。この人、公務員かなあと。この人、どここの会社の社長かなあとと思うような若い担当者がお見えになるんです。猟友会ともいろんな折衝をして、けんかしたりしてでもやってしまったというようなことも言われたようなところもありまして、やはり生きがいを持って、これで俺はやるんだという気持ちの人をやっぱりこれからは育てていただかないと、地域にとってプラスになってこないんじゃないかと。この地方創生を契機にそういった職員の、株式会社本巢市として活躍できる職員を育てていただいたり、登用してもらったらどうかと思いますが、市長さん、お考えをひとつよろしくお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、地方創生を成功させるには人材が必要というお話の御質問でございます。

端的に申し上げますと、お話のとおり、そのとおりでございます。やはり人材があつての地方創生でございます。

そういったことで、地方創生を成功させるというためには、今回、国・県を通じて訴えかけてきております総合戦略、今回本巢市も策定させなきゃいけないということで、今、取り組みという戦略でございますけれども、こういった戦略の策定に当たりましたも、今回の策定に当たっては、行政だけで行うんじゃなくて、幅広い年齢層から住民初め産業界、教育界、金融界、また労働界、メディアとか、そういったさまざまな方々の意見を反映させて策定することが求められていると。これは、やはりひとえ地方創生を成功させるためには、こうしたいろんな方々の意見を聞き、吸収、取り上げて、そして幅広い知識、感覚を持った方々に参加していただいて策定することが何より大事だということで、今回そういった取り組みになっているところでもございます。

市におきましては、これまでも行政はサービス業であるという共通認識を職員に持たせるということとともに、市民に身近な行政サービスの担い手としての心構え、それから職員としての意識改革、職務遂行のために必要な能力の開発・向上ということを目指しまして、今までもおとしでも民間

企業への職場体験、それとかまた民間企業のトップの方々、もしくは民間企業でそれぞれ頑張っておられる方々を招いた研修というようなことも職員に対して行ってまいります。民間企業の感覚を身につけさせる取り組みというものを実施しているところでもございます。

それとあわせて、ただ民間だけのところへ行っているんじゃないで、やはり専門知識も必要だということで、各種の専門研修にも積極的に参加をさせておまして、体験等を含めて能力の向上にも取り組んできているところでもございます。

今後におきましても、職員にしっかりと、あるいは市そのものの向上ということをこれからもやっぱり引き続きやっていこうということで、民間企業への職場体験というものを、そういった研修をこれからも実施、強化をしていきたいと思っておりますし、またそれとあわせて、職場内でのいわゆる自己研修、また共同研修というような職場での研修も組み合わせながら、職員の持っております能力をより一層発揮できるような職場の環境整備に取り組んでいきたいというふうに思っております。

その中で、特に、先ほど議員のお話にもございましたように、若い方が、本当にすごい立派な方がおられるというような話もお聞きしましたけれども、本当にこれから本巢市の将来を担う若手の職員というのは大事でございまして、将来を担う若い職員に対して、社会情勢の変化の把握ということはもちろんやっていただくと同時に、高い専門能力、政策形成能力、チャレンジ精神というようなことをしっかり持っていただき、そして意識して自己啓発を行っていただける、そういう姿勢を早くから身につけていただきたいというふうに考えております。これから本巢市の将来は、こうした若い職員がいかん能力を発揮して頑張ってくれるかということにももちろんかかってくるわけでもございます。

そういうためにも、やはりいきなり立派な職員に育つわけではありません。やっぱり日ごろから訓練をしなければならぬということで、若いうちからいろいろと経験させることが重要でもございますし、また研修にも派遣させ、そして勉強もさせる、そういう中で自然と身につけていくことになるんじゃないのかというふうに思っております。

そういったことから、市長になりまして以来、ずうっと若い手職員の育成ということで、政策研究グループというものをずうっと立ち上げさせて、毎年企画・立案できる職員を育成する活動ということをやってまいりましたし、また今回の第2次総合計画策定におきましても、若手の職員が下からしっかりと支えてやっていくと。要するに、自分たちのまちの将来は君たちがしっかりやっぺいかないといけぬという認識のもとに、若手の職員に第2次総合計画の策定に携わらせて経験を積ませているところでもございます。また、そういうことを通じて、幅広い視野で見ることができ、また柔軟な思考力・判断力を持った人材に育てていく、ぜひまたそういうふうに育ててほしいというふうに今思っているところでもございます。

ただ、その職場の中だけでやるにはどうしても限界がございまして。職員にさまざまな経験と知識の習得もさせるということで、やっぱり外部の専門家のような方もそういった事業の中にアドバイザー的に参加していただいて、いろいろと経験、そしてそういった方々からの知識も吸収をして、

これから一人前の職員、そして市民からも信頼される職員にしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、こうした地方がこれからも元気で活力のある地域になっていくのは、やはり何といてもこういった市の職員ももちろんそうですけれども、市民の皆さん方の参加も得ながらやっていく。そのためには、職員がリーダー的に頑張っていたいただけるそういう職員に育ってほしいなあというふうに願っておるところでございます。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

瀬川治男君。

○14番（瀬川治男君）

ありがとうございました。

大変力強いお言葉をいただきまして、今後ますます本市が発展できるという期待を十分に持ちました。ありがとうございました。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。

2点目につきまして、施設の管理のあり方ということについてお尋ねをいたします。

本市には、運動場、公園、芝生広場等の施設がたくさんございます。こうした施設を利用し、体力の増進、健康管理、こういう場所として利用されておるところでございます。市民にとって大切な施設であり、そこでお尋ねをしたいと思っております。

例えば、みどり公園を見てもみましたとき、グラウンド内の排水溝にはU字溝のふたまで土砂がたまっている。全く排水機能がとれていないんじゃないかということをお聞き、こういうことでは各施設どうかなあと思って回ってみました。

そうしますと、これは批判をするわけじゃございませんが、やっぱり管理は大事なもので、どのようにされているのかをお聞きしたいんですけども、ずうっとお話ししますと、例えばしんせい運動広場、あそこの南に下水処理場がありまして、その北側に今モニュメントがあって、そこから水が流れてくるというふうな施設がつくってあるんですね。川の流れを見てテニスをしたり、憩いの場を散策したり、ゲートボールをしたりというような施設がつくられておるんですけども、水がいつの間にかとまっちゃってたまっているんですね。たまたま真正団地の方がそばに見えたので、これ、どうなんですか、いつもこうなんですかと言ったら、いや、いつもこういうふうですよ。これ、あんたたちどうなのと言ったら、いや、蚊が湧いて困っておるんやということをおっしゃるんですね。これは、当初はだあっと流れておって、下と上では30センチ以上の勾配をとってあるもんですから、流れ切ってしまうというのが本来なんですね。ところが、それが真っ黒けでたまっておるという状況でありました。

それと、団地の方が言われるのは、しんせい運動広場から風が強いと団地のほうへすごく砂が飛んでくると。少年のサッカーをやっているんですけども、私も日曜日たまたま孫が行っていたので行きましたら、父兄と子どもさんたち100人以上でやっておられました、幾組かに分かれて

やっておりましたので。それで見ていると、親が見ておるところへ風でほこりが飛んでいくんですね。非常に飛んでいって困ると。

当初、あそこのグラウンドをつくったときは、真正団地からの話が出まして、防災的な、要するにカシの垣根が要ると言われたということなんですが、それも余り有効じゃないということも団地の方は言ってみえるんですね。それぞれ理解されて今まで辛抱してみえたかもわかりませんが、たまたま私が行ったときにそんな話をされて、それは大変ですねという話をしておったんです。サッカークラブは何も言わんのかねと言われるもので、ちょっと私も初めてこれは聞いたものでわかりませんよという話をしておったんですけれども、そういった状況を見てきました。

それから、さいがわ公園とか市民文化ホールは、最初、芝を張った非常にいい施設になったんですね。ところが、全然今は芝という状況じゃなしに、草刈りをシルバーさんがやっているという状況なんです。特に、文化ホールの北側あたりは非常に草丈も今生えておって、非常に醜い状況であるということと、過去に催し物があったときに、駐車場はかなりあの地区にはあるんですけど、その芝生広場の中へ、草広場と言ってもいいんですけど、そこへ車が入っていたということで、完全に目的以外の使い方をしているなあとというふうに思いました。それも1度でなく2度も私は見ておるんですけど、そういったことでは、市民としてやはりおかしいんじゃないかということと言われる方があるんですね。

当然だと私も思っていて、今回そういったことを踏まえて施設の管理について、担当課はいろいろ分かれていると思いますよ。教育委員会もあれば都市計画もあると思いますし、根尾は根尾でまたあると思いますし、いろんなところがあると思うんですけど、たまたま私の近くのところをとってそんな話をするんですけど、教育委員会事務局長さん、いかがお考えか、その辺、管理の頻度とか方法について、どのようにされておるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

それでは最初に、施設の管理についてどのような考え方かについてお答えさせていただきます。

現在、体育施設といたしまして、運動場、グラウンド6カ所、公園、多目的広場7カ所、河川敷のスポーツ広場2カ所、テニスコート4カ所、ゲートボール場3カ所を管理しております。

維持管理業務といたしまして、除草や樹木の剪定、芝生の維持管理等を業者、シルバー人材センター、利用団体等への委託により行っております。除草を行っております13カ所の施設につきましては、シルバー人材センターや利用団体に委託し、雑草の生えやすい河川敷の施設は年4回、その他の施設は年3回を基本として実施しておりますが、本巢総合運動場や本巢神海運動場はボランティア活動で除草を実施していただいております。回数を減らして実施しております。樹木の剪定が必要な施設は6カ所あり、業者やシルバー人材センターに委託し、年1回を基本に実施しております。芝生の維持管理が必要な施設は、本巢多目的広場、糸貫川スタジアム、文化施設の市民文化ホール

交流広場の3カ所があります。本巢多目的広場と糸貫川スタジアムの2カ所につきましては、芝生の生育状況を観察しながら刈り込みや施肥、散水、目砂散布、薬剤散布など、施設に応じた管理を業者に委託して行っております。市民文化ホール交流広場の芝生でございますが、職員により年6回程度の刈り込みと薬剤散布を実施しております。

施設周辺の排水施設につきましては、河川敷のスポーツ広場を除き14カ所のグラウンドや公園周辺に設けております。雨等によりグラウンド内の土砂が流出し、議員が御指摘のとおり、側溝内に土砂が堆積し、排水機能を損なっている施設もあります。

本年度は、本巢総合グラウンド及びしんせい運動広場の側溝清掃を計画しております。みどり公園グラウンド内の側溝につきましても、土砂が堆積し、排水機能が損なわれている状況であり、計画的に対応してまいりたいと考えております。

また、学校のグラウンドの側溝清掃においては、PTAの協力のもと実施していただいておりますが、PTAで対応が難しいような箇所は業者の委託で行っております。本年度は、土貴野小学校の水路の土砂の除去を計画しております。

グラウンドの砂ぼこり対策につきましては、7カ所の施設で防じん剤の散布を行っております。即効性はありますが、持続効果が余りないため、長期的な効果が見込めません。グラウンドが乾き、強風が吹くと砂ぼこりが舞い上がってしまい、近隣の市民の方等に御迷惑をおかけしております。晴天が続く場合には散水するなど、砂ぼこりの軽減を図ったり、防じん剤散布の回数をふやすなどの取り組みを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、しんせい運動広場の噴水と市民文化ホール交流広場の駐車場としての利用についてお答えさせていただきます。

しんせい運動広場には、噴水池やビオトープ池の2カ所の池があり、池をつなぐビオトープ水路を設けております。噴水の水音が気になり、地元住民から苦情があったため、噴水の水量を抑えております。議員御指摘の蚊の発生につきましては、水量を多くし、水がたまらないよう水の流れができるようにしてまいりたいと考えております。

市民文化ホールの交流広場の駐車場利用は、催し物で収容台数の確保のために、過去に3回臨時駐車場として利用いたしました。今後は、利用者の利便性や周辺の公共施設の駐車場の収容能力を考えながら、当初の施設の目的に沿った利用をしてまいりたいと考えております。

今後も、施設の利用者が安心して快適に利用していただけるよう、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔14番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

瀬川治男君。

○14番（瀬川治男君）

ありがとうございます。

今の川の流れにつきましては、私、きのうちょっと確認をしてきました。この前行ったときは全

然水が出ていなくてたまっていましたけど、きのうは、あれ6個ぐらい噴水になるんですね。ばあっと出すと噴水ですけど、これぐらい水が飛び出て流れておった。

ところが、中が非常にランダムな格好、形状になっておるもんですから、藻が浮いて水の流れがよくないんですよ。もう少し川の清掃を、どういった方法でいいのかわかりませんが、していただいて水が常時流れるように、今よどんでいるんですね。勾配は結構あるので流れるはずなんですけど、藻がひどくて、そういう状況でした。

そういったことで、時々気をつけていただいてやっぱり管理してもらわんと、蚊の発生なんかでいろんな話が出てからは大変でしょうし、噴水を高く上げるとやかましいので、隣近所の人もおとし、相反することにもなると思うんですけど、その辺、適当なところで管理してもらおうとありがたいのかなというふうに思います。

教育委員会の事務局長が答弁してくれましたけど、市内全域の施設が多分いろんな問題があると思うんですよ。だから、そういったことを今後とも行政側としてはいろいろ見ていただいて、適切な処理をしていただきたいというふうをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。再開を1時10分といたしますので、よろしくお願ひします。

午前11時55分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

続きまして、15番 後藤壽太郎君の発言を許します。

○15番（後藤壽太郎君）

それでは、通告に従いまして、2点質問をいたします。

まず、1点目は、北部に工業団地の造成をという問題であります。

今、屋井工業団地の堤防を走りますと、2工区から6工区まで工場を今建設しているところや、そして工場として操業しているところ、本当に人の出入りも激しく、本当に活気がある本巢市だなあということを思います。大変この本巢市の将来にとってありがたいことだなあということを思うわけですが、その地元の会社にも我々の近くから若者が今通っておりまして、結婚をし、そして一緒に住んでおる状態であります。そういうことから思いますと、地域に工場があったり企業があったりするの、本当にうれしく活気があり、また住民の活性化にも本当に役立っているなあということを思う次第であります。

そんな中で、北部のほうにおきましても、応援隊が一生懸命地域の歴史や文化を掘り起こして地域のために一生懸命動いておってくれますし、そして地域の特性を生かしながら学校へ行って、そして学校の子どもたちにもそういう教育をしてくれたりしております。大変うれしいことだなあということを思っております。

また、外山地域におきましては、まちづくり委員会なるものを住民主体でつくりまして、外山ウオークをして他地域から人を集め、そしておもてなしをしたりなんかしながら一日のんびり風光明媚な地で遊んでいただいている状態とか、そして歴史・文化を掘り起こす中で地域の田んぼをしたりとか、それからそれを後世に伝えるために勉強会をしたりというようなことをして、一生懸命地域づくり・まちづくりにいそしんでおり、何とかこれを残しておきたいなあということを思っているわけですが、何せ参加する人が我々以上の人が多く、それを次に伝えていくのが本当に大変な状態であります。

また、学校においても、市単で加配の先生をもらって学校が何とか成り立っているというふうな状態でもありますし、バス通学等々もして、本当に地域としても一生懸命北部の過疎化に歯どめを何とかかけようということで努力はしてもらっておりますが、何せ先ほども道下議員の話にありましたように、若者の流出が防げないという状態が続いております。

そんな中で、答弁で、子育て環境とか、働く環境が大変難しいという答弁でもありました。まさにそのとおりでありまして、これは地域、行政、そしてそれぞれの家庭が本当に一体となって2世代、3世代家族をつくっていかないかなということ 생각합니다。そのためには、やはり北部のほうは働く場所が本当に少なく、企業がもし来てくれるなら本当にそういうところで働きながら家族のために一緒に住んで、そして日曜日・土曜日なんかは田んぼもやりながら、先ほどもあったように、耕作放棄地があちこちにあるという状態も解消できるんじゃないかなあということも思います。

というようにいろいろなことから考えますと、北部に本当にこの市で工業団地をつくっていただき、働く場所を提供し、若者の流出を防ぐ、また防いでほしいと、それが本巣市全体の活性化につながるんじゃないかなあということ 생각합니다。

それでお聞きします。

北部に工業団地の造成を何とかお願いできないかなあということで、よろしく答弁のほうをお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、御質問の市北部工業団地の造成につきましてお答えをさせていただきます。

本巣トンネル以北につきましては、主なアクセス道路が国道157号のみというような地理的条件でございます。災害時等を考慮いたしますと、進出する企業は少ないのではないかとことから、進出を見込んで工業団地を造成するということはなかなか難しいというふうに考えております。

しかしながら、議員御質問のように、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で安定した雇用の場を確保するということが大変重要でございます。このため、水と緑の豊かな自然環境などを活用して、また中山間地域にふさわしい企業、例えば農業生産に伴うような加工企業などの進出ができる適地がありましたら、団地を造成するのではなく、企業立地の候補地として積極的に企業に紹

介してまいりたいというふうに考えております。

また、今後、東海環状自動車道の糸貫インターが平成32年に開通する見込みということでございますので、そうしたこと、また北部地域では地価が安いというようなこともございます。進出が可能とする企業があれば、市の支援策も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

今、行政としても支援をする。しかし、なかなか工業団地としては難しいんじゃないかなあというふうなお答えがありました。

2020年に東海環状西回りができるというふうなことで、本当にトンネルから奥でも10分、15分でインターへ到達できる。そして、例えば東外山におきましては、高富インターにしても岐阜北部にしても、本当に近い場所になるということを思います。

そして、今、テレビのコマーシャルでもいろいろやっていますが、やはり水の豊かで、山があって、木が本当に生い茂って、大変環境のいい場所等々で、ビール会社がそういうところへわざわざ工場をつくって、そして環境のいいところで、また水のおいしいところでこういうおいしい飲料水ができるんだよというような宣伝もしておりますが、やはりその場所場所によって適切な会社等々もいろいろあると思いますので、どうかこの本巣市にとって北部も南部も本巣市なんです。だから、どこにも本当に人が住んできちっと地域を維持管理できるような環境づくりをするためにも、ぜひもう少し入り込んで、本当に工業団地がもしできればありがたいなあということを思います。最後に、市長によろしくお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、また私も答弁ということですのでお答えを申し上げたいと思いますけれども、先ほど副市長のほうからお話もしていただきました。問いが本当にそういう考えでおるんですが、北部地域、特にトンネルから以北のところの土地は、今ほとんど農振農用地でございます。なかなか開発をまとまった形で広げるということは、なかなか農転も難しいまちでもございます。

そういう中で、若干耳に挟んでおりますと、前は民間が持っている土地で、約2万坪近い大きい土地があるということもお聞きもいたしておりました。そういった土地も、既に太陽光の施設が半分ほど使っている土地があるということを私も見たり知ったり聞いたりいたしております。そういうような既に一定の広さの土地があるところで、もし地主の皆さん方とうまく調整がつけば、今申し上げたような農振農用地の農地を解除していくという大変難しい問題も、よりスムーズに行くこともあるんじゃないかと思っております。

いずれにいたしましても、そういう場所等をうまく、そういうところでもいいよと言っている企業がまた出てくれば、もちろんそういうところに誘致をしていきたいと思っていますし、またそのための準備等も必要でもあるかと思っております。もし一つあるとすれば、そういう土地も候補に入れながら今後考えていくことも必要なんじゃないかというふうに思っております。

と同時に、工業団地ばかり云々ではなくて、やっぱり先ほど副市長がお話し申し上げましたように、その土地にある、いわゆる農林生産物、そういったものをうまく使って6次産業化のような形で工場ができるような仕組みもあわせて考えていかなきゃならんと思いますし、また中山間地においても、今、仕事のできる、特に情報産業というような事業所も誘致をするというようなこともあわせて検討していくといいのかなというふうに思っております。

土地の制約要件というものが結構大きい地域でもありますので、現在未利用地になっている土地もまた有効利用、そしてまた地だとれたものをうまく使った事業所、そしてまた中山間地においても事業展開できるような事業所というようなものを念頭に、この地域に工場、いわゆる事業所というものの誘致を進めていければなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、そういう事業所ができることによって、若い方を含めて定住が出てくるということもございますし、何と云っても定住をしていただくためには、働く場所がないことにはなかなか定住が難しいということでもございます。午前中の答弁でも申し上げましたように、子育ての環境整備とあわせて働く場所というのも重要な要件でもありますので、移住・定住を成功させるためにも、こういった今の工場、事業所も誘致というように、あわせて積極的に取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、そういったものを候補に入れながら検討を進めさせていただきたいというふうに思っております。

[15番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

ありがとうございます。

先ほど、市長のほうから特定の場所を言っていただきましたが、そこも本当にあいている土地が2万坪ありますし、今そこは本当にガラスが散乱しておりまして、大変環境的にもよくなく、周りの人からイノシシや鹿の住みかになっているというようなことも聞いております。

だから、そういうことから言いますと、環境整備を含めたそういう地域が開発できたらいいなあと思いますが、そこに特定したことなく、北部のほうの活性化のために、また本巢市のためにもぜひ誘致していただければありがたいなあということを思いますので、ぜひぜひ強力的に進めていただきますことをお願いして次に移ります。

2番目として、異常発生している毛虫の駆除についてということで質問をいたします。

先日、6月5日にイッポウというニュース番組で、外山地域で毛虫が異常発生しているというよ

うなニュースがあったそうです。ちょっと私、残念ながらよう見ておりませんでした。そのときに、本当に地域は大変苦慮している、そして農作物等々も本当に大変だというような話があったそうです。

その前に、私は、5月の終わりに運動会がありまして、小学校へ行ってきました。そうしたら、裏山のところにある駐車場へおりたわけですが、本当に毛虫がいっぱい、足の踏み場もというくらいおりました。それで、ちょっと中で話を聞きますと、あそこは教室の外にベランダがあるんですが、ベランダに大変毛虫が多く来て、1匹ずつ駆除するだけでは済まんもんで、ほうきで掃いて朝いつも駆除すると、排除するというようなことを言っておりました。そんな中で、子どもたちが毛虫にさわって腫れたりとか等々のこともあるよというようなことも聞いております。

それで、そういう話もありますし、根尾のほうにおいては、去年本当にだったんだけど、ことは少ないよというふうな話もありました。このマイマイガは、順番に、二、三年ごとに移動するというふうなことも聞いておりますので、今回は外山地域や、そして先ほど高田議員とお話ししておりましたら、法林寺のほうも本当に大変だと。消毒した柿の木はいいんですが、その柿の木と山との境の柿の木が1列、2列ぐらい食われてしまうというようなことも聞きました。そのように、本当に異常発生している場所も大変あったということでもあります。

それでお聞きしたいんですが、幼稚園、そして小学校・中学校、そこら辺の状況把握、そして駆除をしたところがあったらそこら辺のことをお聞きいたします。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

それでは、市内学校の毛虫の発生状況についてお答えします。

市内の小・中学校の毛虫の発生状況は、桜の木を中心に発生しており、4月下旬から5月にかけて薬剤散布を実施しております。

今月初旬に、各小・中学校に毛虫の発生状況を確認しましたところ、外山小学校以外の学校ではほぼ見当たらない、若干いる程度、一時期は多くいたが現在はほぼ見当たらないという状況であります。外山小学校につきましては、5月上旬に消毒を実施しましたが、その後もかなりの毛虫が大量に発生しておりました。そのため、6月7日日曜日に業者により消毒を実施し、現在はかなり減ってきている状況にあります。

[15番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

今、外山小学校の件をお聞きしましたが、先日ちょっと本巣中学校でもやっていたみたいなき感じをしたんですけど、そこら辺の状況把握はしてみえますかということと、それから散布したお金と

というのは、経費はどこから出ていますか。再質問です。

○議長（黒田芳弘君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

散布しました薬剤費ですけど、1万7,000円ほどです。これにつきましては、予算流用いたしまして、通常の学校維持管理費以外から支出しております。

本巢中学校につきましては、通常の維持管理の中で薬剤散布を2回持っておりますので、そこから実施しております。

[15番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

今、ちょっと話を聞いておきますと、通常の維持管理費の中に薬剤散布が入っているということですね。それから、例えば外山小学校なんかは、維持管理費の中に散布は入っていないですよ。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

1回は入っています。

○15番（後藤壽太郎君）

1回入っているんですか。

ごめんなさい。それで、昨年散布をして、そして維持管理費は十何万らしいんですが、それがなくなっただけで、樹木の伐採、庭木の剪定をやろうと思ったんだけどお金がなかったというふうなことを聞きました。

それで、きょうなんかも見えていますと、少なくなったような感じがしますが、これが例えば来年、再来年、本当に南のほうへ移ってくるかもわかりません。それで、こういう異常発生したものに関しては、きちっと教育委員会のほうで手当てをしていただきまして、通常の維持管理費から出さなお金がないよということじゃないようにしてほしいんです。そこら辺もあわせて、今後の対策ということでお聞きをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

2点目でいいですね。

○15番（後藤壽太郎君）

はい。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

今後の対策についてお答えします。

マイマイガは、約10年間隔で大量発生すると言われ、大量発生後は2年から3年継続することから、来年度も大量発生が予想されます。発生状況により有効な薬剤の散布ができるよう、予算面も含めまして、しっかり対応できるようにしてまいりたいと考えております。

また、マイマイガは、今月から来月中旬にかけ、校舎等の壁に産卵を行い、これを放置すれば来年も大量発生につながるということで、秋からふ化する春までの間に校舎等に産みつけられました卵を徹底して除去するように努めてまいります。

いずれにいたしましても、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう毛虫の被害の抑制に努めていくとともに、今回のように急を要する事態が発生した場合の対応ができるよう体制を整えてまいりたいと思っております。

[15番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

ありがとうございます。

本当に予算に関しましては、こういうものは急に発生しますし、最初から当初予算に上げるということもできませんので、ぜひ予算をつけてやって、そして子どもたちの教育の場をきちっとつくってあげてほしいなあということを思いますので、よろしく願いをいたしまして、これで終わりといたします。

○議長（黒田芳弘君）

続きまして、17番 大西徳三郎君の発言を許します。

○17番（大西徳三郎君）

それでは、大きく2点通告してありますので、順次質問をさせていただきます。本日最後の質問者ということで、最後までのおつき合いをお願いいたします。

まず最初に、空き家対策特別措置法に基づく対策ということであります。

この5月26日に法律ができて、全面施行されてきております。全国で820万戸もある空き家問題は深刻で、法案に基づいた早期の対応が必要ということであります。

このことにつきましては、非常にテレビ等、NHKでもそうですけどいろんな報道で、空き家についての報道がされておりました。空き家でほかってあって、本当に隣というか、近隣の人たちには大変な迷惑もかかっておるし、その空き家自体がごみの捨て場所になってしまつてごみ屋敷になっておるところもあつたり、また家が傾いて、隣の人はいつ傾くんだということで非常に心配されておつたり、またいろんな環境面で非常に悪化しておるということで、このような大きな問題となつてきて法律ができてきた、上がってきたということだと思います。

そのようなことから、細かくちょっと聞きますけど、1つ目として、空き家対策特別措置法の具体的内容はということをお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、空き家等対策の推進に関する特別措置法の具体的な内容についてお答えさせていただきます。

適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに対し、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用に資するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が本年2月に施行されたところでございます。

この2月に施行されました特別措置法では、国の基本方針の策定及びこれをもとにした市町村計画の策定や空き家調査等の情報収集、空き家バンク等の空き家の利活用、地方交付税の拡充等や固定資産税の特例措置の除外等、財政、税制上措置の規定がされ、加えて本年5月26日には、特定空き家に対しまして、除却、修繕、立竹木等の伐採等の措置の助言または指導、勧告、命令及び行政代執行の方法による強制執行が可能となり、規定がなされたところでございます。

また、本特別措置法の趣旨を踏まえまして、岐阜県におきましても、空き家等対策の基本的な考え方として、空家等対策に係る対応指針及び危険空家等対策マニュアルが本年1月に策定され、実態把握の実施と情報共有、特定空き家等の解消、特定空き家等にしないための予防を、県と市町村、民間事業者等が連携して取り組むこととしております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

法案ということ、2月にどうのこうのと言われましたけど、正式にいろんなことが決まったのは、5月26日に決まってきたのかなと思っておりますけど、2番目に移りますけど、本市における空き家に関する具体的な問題点はということで、具体的に本市のことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、本市におけます空き家に関する具体的な問題点についてお答えさせていただきます。

本市における空き家は、平成25年度の住宅・土地統計調査の調査結果におきましては、空き家については1,330戸となっており、そのうち長期不在や建てかえに伴う解体予定のその他の住宅が810戸あります。その一部が特定空き家や危険空き家と区分されております。

この空き家の発生は、近年の核家族により地域住民とのつながりが希薄となり、所有者の空き家

の管理がなされないことや、何世代も相続されていない家屋があり所有者が不明であることから、地域での解決が困難となっていることが原因と考えられます。

空き家に関する問題点につきましては、住宅の立地条件や管理状況により異なりますが、住宅街であれば、倒壊、不審者の侵入、不審火による火災、異臭や病害虫の発生、また郊外や山間地においては、倒壊、敷地内の雑草繁茂、庭木の越境等が発生することが考えられております。本市におきましても、所有者の管理放棄により同様な問題が寄せられておりますほか、所有者の家、実家等への思い入れが強く、他人に貸したくないというような理由により利活用が進まないことが問題点と考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

先ほど道下議員からも質問がありまして、空き家バンクという話もありました。根尾地域において29戸の空き家があって、9戸は改修すれば使えるのではないかなというような話もあったりなんかするわけですけど、この空き家については、別に北部だけじゃなくて、我々南部のほうにも現実にあります。昔は団地ということで、70戸、80戸という大きな団地をつくられたわけですけど、その中で、やっぱり子どもたちとか、息子たちがみんな出てしまって、残ったのはおじいさん、おばあさんだけである。そのおじいさん、おばあさんが亡くなって空き家になっておる。息子たちは別に帰ってくるわけでもなく、そのままにしてあるというのが実際我々の南部にもあります。

そんなようなことから、周りの人にとってみれば何とかならないのかなあと思ってみえるわけですけど、といっても倒壊するまでもいっていないし、今どうしてもというような話にはならないような状況でありますけど、しかしこのまま放置すれば、やがてそのようになってくるのかなというふうに思います。

そんなことで、先ほど部長が言われましたように、たくさんの空き家があって、どこにあっても利活用がされないということが現状かなと思っております。そんなことは理解ができるかなと思います。

そんなようなことから、3番目に行きますけど、法案の施行によりどう対策を講じるのかということで、またお聞きをいたしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、本市における空き家に関する対策についてお答えさせていただきます。

空き家対策を効果的かつ効率的に実施するためには、空き家等の調査・確認し、特定空き家等に対する立入調査や措置などに取り組むための体制整備を進めることが重要であると考えております。

具体的には、内部関係部局が連携して対応できる内部組織の構築や空き家等の所有者等からの相談を受ける体制の整備を図るとともに、必要に応じて空き家等対策計画の作成や実施に関する協議を行うための協議会の設置を考えております。

また、この体制整備とあわせまして、市内の空き家等の所在やその状態等の実態把握をするともに、所有者等を特定し、当該所有者等がその所有する空き家等の活用や除却等の意向を把握することも重要であると考えております。この調査を踏まえ、空き家バンクによる情報提供や宅地建物取引業者の流通ネットワークによる情報提供等、利活用についても検討する必要があると考えております。

このほか、空き家対策を総合的かつ計画的に実施するための条例の整備や空き家対策計画の作成、除却等に対する支援措置等についても検討する必要があると考えております。

なお、今回、5月26日施行の空き家対策特別措置法の改正に伴う特定空き家等に対する指導、勧告、命令及び行政代執行による強制執行につきましては、条例を整備する中で慎重に検討をしてみたいと思います。空き家等に関する条例制定や対策計画策定までの間は、県の空き家対策に係る対応指針及び危険空き家等対策マニュアルをもとに、県と連携して対応することとしております。

いずれにいたしましても、空き家問題が深刻化する中で懸念されることから、早期に対策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

るるいろんなことで対策をこれから講じていきたいということを言われました。また、協議会を設置したり、また県と連携をして早期に対策をしていきたい、そんなようなるる説明をいただきました。

先ほど部長から説明がありましたように、最後は行政代執行ができるというところまで、法律としてはそこまで来ております。そんなようなことにならないようにするのが行政のそれまでの仕事というか、対策をしっかりしていただき、また我々としても、地域でそのような空き家にできるだけならないように、我が家も空き家にならないようなしっかりした家庭関係もしていかならんのかなと、そんなように思っておるわけですけど、少なくともこれからいろんなことで空き家がふえてくることも事実でしょうし、いろんな行政の皆様方としては、しっかりとした対策をとっていただき、よろしく願いをしていきたいと思います。この1番の質問につきましては、終わりたいと思います。

続きまして、2番の地方創生への取り組みについて。真に地方創生をなし遂げる取り組みを実行されたいということでもあります。

この地方創生につきましては、12月、また3月ということで2回続けて、また今回で3回目の地方創生ということで一般質問をさせていただいております。今回は、具体的に質問ということにし

ていきたいなと思っております。

1番目に上げておきましたプレミアム商品券について、取扱店を見ると、モレラ岐阜などの大型店が指定されています。大半がこれらの大型店で消費され、結局お金はまた東京など大都市に集まり、地域経済活性化につながらないのではないかと。本来の目的とその経過について伺いたいということでもあります。

このプレミアム商品券につきましては、安倍内閣の肝いりで、地方創生、また地方の消費喚起ということで国の26年度の補正予算でこれが決まり、それがそれぞれ地方へおりてきたということで、我が本巣市も3月の補正予算でこのことが予算化され、3月の土壇場で国からおりてきたということで繰り越し明許をかけて、今現在このプレミアム商品券を市民の皆さんに買って下さいということによって皆さんに訴えておるといふか、案内をしておるといふのが現状かなと思います。

また、今見ておりますと、第1次に応募したにもかかわらず、どうも売り行きが芳しくないというようなことで、また第2次の募集をかけておるといふ状況にあるというふうには推察できますけど、どのようになっているのかなあと思ったりもします。

しかし、この7月1日から利用できるんですけど、先ほども言いましたように、少なくともモレラ岐阜等、そういう大きな店で大方が消費されてしまうのではないかと危惧されることは明々白々かなあと思います。モレラ岐阜で使えなくては、消費者の皆さん方に、市民の皆様方に買ってもらえないことも事実かなということも想像できますけど、先ほど言いましたように、本来の目的とその経過についてをまず伺いたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問のプレミアム商品券の本来の目的とその経緯につきまして、お答えをさせていただきます。

プレミアム商品券につきましては、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を財源として発行してございまして、発行目的としましては、市内の各事業所において共通して使用できるプレミアム分つき商品券を発行することにより、市内の消費拡大、地域産業の活性化に資するということで発行されたものでございます。

商品券の構成でございますが、1,000円の券が12枚で1セットとしております。このうち11枚につきましては、全ての取扱店で使用できる共通券でございまして、残りの1枚につきましては、小規模取扱店のみで使用できる専用券となっておりますところでございます。この割合につきましては、購入者の利用しやすさを考慮して決定させていただいたところでございます。取扱店は、大型店を含めまして約150店舗でございます。小規模店につきましては、専用券と共通券の双方が使えることから、地域産業の活性化につながるものと期待をしているところでございます。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

1枚だけは地元でどうしても使ってくださいというようなことで、あとの11枚は大きな店で使えますよという話で、1枚1,000円は地元にどれだけ活性化というか、喚起できるのかなあとちょっと首をかしげたくなるわけですけど、少なくとも国の肝いりでこのことをやっておるわけで、しっかりとこれが使われて地方が活性化することが一番望ましいわけであります。

しかし、先ほども言いましたけど、モレラ岐阜という、そもそもこちら辺に大きな店舗、そういうところにとっても、やっぱり有名な店が入らないとお客さんが集まらないということもありますので、それはそれなりにいいわけですけど、やっぱりどうしても大きい店に皆さんがほとんどそっちへ行ってしまわないかというふうに思われます。だから、そのお金は当然本社へ皆集まっていくということで、そうなると、せっかくやったものが東京とか大阪とか、そういう大きな都市、本店のほうへ集まってしまって、当然法人税等においても本店から支払っていくということで、地方に還元されることはごく少額かなと、そんなような危惧をされます。

もう1つ、利用期間が7月1日から11月30日までとなっております。地域消費喚起・生活支援の観点から見ますと、利用者視点で考えると、年末年始とか、さらに年度末の新生活への移行時に大きな消費が必要と、これは当然そういうふうになってきます。

そのようなことから、例えば11月末までということになると、この地方でいいますと、例えば富有柿が11月から12月初めぐらいで終わって、多少は富有柿にもいい影響があるのかなと。お米に関しては、ハツシモが10月の20日ごろでほとんど収穫が終わり、大きな農業者はそうではないかもわかりませんが、お米にも影響があるかなと思いますけど、しかし年末にどうしてもお米を買ったり、モチ米も買ったり、そのようなことからどうしても地元のことを考えると、やっぱり農業のことまで考えると、11月で切ってしまうとなかなか使ってもらえないのではないかなあということも思ったりして、また当然新年を迎える前の12月にいろんなものを買う、そろえるというのが大体どの家庭もそうかなというふうに推察されますし、学生とか、新しく就職されたということになると、どうしてもやっぱり3月に消費があるということで、11月30日に切るということは、推察はできませんけど、役所が仕事をしておるわけで、11月30日に切れれば何とか3月いっぱいまでに全てがきれいにおさまるといって11月30日になっておるかなと思いますけど、しかし現実にやっぱり消費者はそうではなくて、12月の年末、また3月というのが消費が一番したい、これは当然考えられるということで、利用期間の延長等、そのような検討はされないのかされるのか、その辺のことについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問のプレミアム商品券利用期間延長につきまして、お答えを申し上げます。

プレミアム商品券の発行事業につきましては、緊急経済対策の一環ということで、国から速やかな執行が求められておまして、それによる消費喚起を進めるということが本来の目的でございます。

本市としましては、消費が停滞する時期を利用期間にすることによりまして、消費喚起を促し、さらには事業者が年末商戦へとつながる販売促進に取り組むことでより効果を発揮し、かつ地域経済の活性化に結びつくことを期待して設置期間を設置したところでございます。

ですが、現在のところ、その思いでやっておりますので、現在のところでは延長は考えておりませんけれども、ただ利用状況を見まして、もし長くしたほうが良いということでございましたら、そのときは少し検討すべきかなというふうに考えておるところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

[17番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

様子を見ながらという話で、様子を見ながら検討するかしないのかよくわからない話ですけど、11月末に切ってしまうと、それがもとでまた12月も消費という話には多分ならないと思いますね。11月末いっぱい切ってしまうと、そこまでに使い切ってしまうのは当然そうだと思いますし、11月に使ってしまったら、本当は使いたい12月にいろんなものを買ったり、いろんなものをそろえたりなんかするのに、12月のやつを前もって11月末までにと、そういう人もあるかもわかりませんが、少なくとも消費者にとって、この券を買った人にとっては非常に不便というか、何だこれはと言うかと思います。多分、皆さん、私も自分で申し込んであるわけですけど、11月までに一応大人の4人分ということで、20万ということで買うようにしておりますけど、それをどうやってこれから11月までに使うのか、毎日毎日家内とスーパーへ行って買い物したりして消費していくのかと。どうしてもやっぱり消費者、買ってもらった人のことを考えると、やっぱり少なくとも12月いっぱいまでは認めていかないと、やっぱり不親切なプレミアム消費券というふうになるのではないかと。全国的にそうかもわかりませんが、やっぱりそれが今なかなか売れずに第2次募集までやっておるということは、やっぱり11月30日で切つてあるということでなかなか売れないのではないかと、そんなふうに思います。

それで、今、中途半端なことを答えてみえますけど、思い切ったこともしなければならぬのではないかと思いますけど、いま一度お答えください。

○議長（黒田芳弘君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

今、御指摘いただきましたように、せっかく買っていただいて利用がかなわないということになってはいけないという思いは、実は私も持っておりますので、ただそういう御案内をさせていただ

いておりまして、一概に今からということとはなかなかできんと思うんですが、先ほども申しましたように、利用状況を見ながら、もしその方が非常に多いようでしたらまたその辺を、対応を考えるということにしなければいけないというふうに思っておりますので、御理解をいただけるとありがたいなあと思います。よろしくをお願いします。

[17番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

11月30日というふうに切ってありまして、多分これ11月30日……、それまでに、今月いっぱいですか、第2次募集したのは今月いっぱいになっておると思っていますので、その時点でどれだけ売れるかということは大体数字がつかめると思いますが、売れなかったらこれは国へ返還しなきゃならんと思いますね。これは、やっぱり国からおりてきておるもので。だから、言い方はおかしいけど、みっともないような話では、非常に戻すというのは大変不名誉なことですので、とにかく国からは4,800万強が来ておるということで、これを返却しなくてもいいように、やっぱり皆さんにも努力してもらわなきゃならんし、あれですけど、そんなようなことから、余りきついことばかり言っておってもあれですけど、消費者のことも十分考えて、これからでありますけどよろしくお願いをしたいと思います。

次、移ります。

次、3番目であります。

これは全く話ががらっと変わりますけど、同じ地方創生ということが一番の表題でありますけど、本来この3番が、一番僕の質問しようとしておるようなことであります。

このことにつきましては、今、地方版総合戦略の策定について、本巢市版総合戦略の事業を進めてみえるということでもありますけど、自分たちのまちを見直すよい機会と捉えます。制約上、策定の段階では取り上げられないものについては、真に効果が期待できる案については、市独自の施策として取り入れてはいかがですかということでもあります。このことについては、まず市長にお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、地方版の総合戦略につきましてはの御質問にお答えを申し上げたいと思います。

今現在、地方版の総合戦略の策定をいたしております。皆さん方に御審議いただきながら進めておりますけれども、今回の総合戦略の目標というのは、地方における安定した雇用を創出する、また地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、そしてまた時代に合った地域をつくり、安全・安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという

4つの基本目標、いわゆる施策の方向を指し示しておられまして、その4つの目標に従って今回総合戦略を策定していくということになっております。その策定に当たっては、もちろん地域の実情を加味しながら、その中に策定をしていきなさいよということになっております。

今現在、先ほど申し上げましたように、策定推進委員会ということで、いろいろな皆さん方に御参加いただいて今御協議を進めさせていただいておりますし、最終的には夏ごろを目途に策定をしていくことといたしております。

午前中の質問でも、瀬川議員からもお話もございましたように、一般の市民に対しても提案を募集いたしておりまして、既にそういう提案もいただいております。また、議会の皆様方からもいろいろと御提案もいただいておりますところでもございます。

ただ、今回の総合戦略は、いわゆる5年間という短期の目標でございます。また、その中で、毎年毎年効果を測定するというので、その効果の出ないものは次の年は対象にならないようなことも今国のほうからは言われております。そういったことで、5年間の短期、しかもなおかつ毎年効果が出るものでなければなかなか国の交付金の対象にならないというようなことでもございます。

そうしますと、そういう簡単にできるものばかりがあればいいんですけども、なかなかそんなわけにはまいりません。そういったことで、基本目標の中に設定していく中で、どうしても御提案いただいたもので取り入れることが難しいというものが出てくるというふうに思っております。しかし、既にいただいている提案、そしてこれから会議、委員会等でまたいろいろと御議論があるかと思っておりますけど、そういうところでいろいろとまた御提案が出てくると思います。そういった事業につきましては、いずれもやはりこの本巣市を何とかよくしよう、この本巣市を地方創生のこの機にみんなで見直して、もっといいまちにしていこうじゃないかと、そういう意識のもとに皆さん方は提案していただいておりますというふうに私は思っております。

そういったことから、それぞれの会議、それから市民の皆様方から提案等々をいただいたもの、それから議会から提案いただいたものというものにつきましては、全て関係課でそれぞれひとまず検討・精査をさせていただいて、その中で総合戦略に取り入れていくものが難しい事業でありまして、やはり中・長期的に考えた場合、本巣市にとって大変効果が出る、期待できると判断した事業につきましては、現在第2次の総合計画を進めております。その第2次総合計画の中に、できる限りそういった御意見をいただいたもので、中・長期的に考えて本巣市にとってこれは必要な事業、そしてこれからの地域の活力を維持していくためには必要な事業だと。1年で効果は出ないかもしれないけれども、これから5年、10年先を見越したら当然取り組んでいくものじゃないだろうかというようなものはどんどんと計画の中に取り入れて、市全体の事業ということで、今後交付金とは別に努力をして、また実行していきたいというふうに考えております。

[17番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

午前中の瀬川議員の質問において、執行部とのやりとりも聞いておって承知しておりますけど、市民の皆さんにおいては、いきなりこのような大変難しいものを出してくださいと言われて、5名で8件が上がってきたということでもありますけど、大変市民の皆さんにとっては、何をやればどうのこうのと言ったり、こんな難しいことを一市民に言われてもというようなことかなと思ったりもします。議会のほうからも、我々議員も自分の思っていることをそれぞれ提出して特別委員会のほうでまとめてくれておりますけど、具体的にこれからその協議会の中で検討されて、何を27年度は上げていくのかということもこれから決めていかれると思います。

その中において、市独自の施策ということも今お聞きしたわけですけど、やっぱり12月のときに、最初に言いましたけど、最後はやっぱり職員の英知を結集していい総合戦略の案をつくってほしいというようなことを言ったと思っております。だから、職員の皆さんが今どのようにやられておるのか、どのように意見を持ってみえるのかちょっとよくわかりませんが、第2次総合計画の中にも取り入れていくということでもありますけど、やっぱり市民は市民で意見を聞いておりますけど、職員は職員の、やっぱりいろんなことで自分のまちをよくしたいという職員の意欲は皆さん持つておると思いますので、職員の力というか、職員の意見、職員のもが私にはまだ聞かされていない、まだ届いていないということでもありますので、ぜひとも職員のいい提案というか、いい意見、そういうものを上げていただく方法が、第2次総合計画に入れていくという話ですけど、例えば27年度なら27年度にまとめなきゃならないことはありますけど、職員のいい提案というか、そういうあれは吸い上げておるのか吸い上げていないのか、その辺のことがちょっとよくわかりませんので、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

今の職員の話でございます。職員が動くのは当たり前話でありまして、総合戦略の推進本部の下部の下の機関に若手の職員、それから課長補佐、課長らのワーキンググループをつくっております。既にそういう形で対応しておりますし、また第2次総合計画も、先ほど午前中で答弁申し上げましたように、既に若手の職員たちを総合計画の中に関与させて、いわゆる上だけでやるんじゃないくて、若手の職員からワーキンググループ、そしてまた研究グループの中でつくりまして、全てそういう指名をして、そういった方々が今の作業もあわせてやっておるところでございます。当然、若い方々がそのものについていろいろな御意見、そしてまたいろいろ提案されたものについても、自分たちのまとめ、そしてこれはこうすればいいよという案も自分たちでまた変更しながら提案を出してきておりますので、そういうものを含めながらやっていくと。

今まで議員の皆さん方からもいろいろ御提案をいただいておりますものも全部含めて、今それぞれ各課へフィードバックをさせていただいております。それにつきましても、課のそれぞれ若手の職員たちが提案いただいたものを自分たちなりにまたそしゃくをして、これはこうすればいいんじゃないか、こういう形がもっとよくなるんじゃないかというようなこともあわせて全部検討させるよう

な作業を今させておりますので、戦略から総合計画から全て若手も入って、市職員挙げての体制で今つくり上げておるところでございます。

[17番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

市全体として、若手のワーキンググループをつくられてやっておる、それも当然のことであるというようなことも言われました。

そのようなことをお聞きしましたので、安堵というか、納得はしたわけですけど、少なくともことしはことしの総合戦略というものをやっぱり上へ上げていかなきゃならんということでもありますけど、前も言いましたけど、女性の意見、若者の意見、また民間の御意見、そういうものをとにかく総合的に、我々議会の議員の意見も、また職員の皆様方が一生懸命やっておるとお聞きしましたので、総合的に本当にいい27年度の本巣市版総合戦略というものをつくっていただきたいと思えます。これで質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

6月19日金曜日午前9時から本会議を開催いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員